

(第一類 第二号)

第四百十五回国会 衆議院 地方行政委員会 會議録 第十二号

(二〇四)

平成十一年四月二十日(火曜日)

午前十一時二十分開議

出席委員

委員長 坂井 隆憲君

理事 谷 洋一君

理事 官路 和明君

理事 古賀 一成君

理事 榎屋 敬悟君

理事 小島 敏男君

理事 滝 実君

理事 平沢 勝榮君

理事 藤本 孝雄君

理事 宮島 大典君

理事 保岡 興治君

理事 桑原 豊君

理事 細川 律夫君

理事 白保 台一君

理事 西村 章三君

理事 脊名 真章君

出席國務大臣

自治大臣 野田 毅君

出席政府委員

大蔵大臣官房審議官 福田 進君

厚生省生活衛生局長 小野 昭雄君

社会保険庁次長 宮島 彰君

自治政務次官 田野綱良太郎君

自治大臣官房長 嶋津 昭君

自治大臣官房総務審議官 香山 充弘君

自治省行政局長 鈴木 正明君

兼内閣審議官

委員外の出席者

法務省民事局第二課長 大藤 一郎君

第一類第二号

地方行政委員会會議録第十二号

平成十一年四月二十日

地方行政委員会 藤沼 朝壽君 専門員

委員の異動

四月二十日

辞任

中野 正志君

桑原 豊君

同日

新藤 義孝君

河村たかし君

同日

新藤 義孝君

河村たかし君

同日

新藤 義孝君

河村たかし君

同日

新藤 義孝君

河村たかし君

同日

新藤 義孝君

河村たかし君

同日

新藤 義孝君

河村たかし君

同日

新藤 義孝君

河村たかし君

同日

新藤 義孝君

河村たかし君

同日

新藤 義孝君

河村たかし君

同日

新藤 義孝君

河村たかし君

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

住民基本台帳法の一部を改正する法律案(内閣提出、第四百四十二回国会開法第七九号)

○坂井委員長 これより会議を開きます。

第四百四十二回国会、内閣提出、住民基本台帳法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。滝実君。

○滝委員 自由民主党の滝実でございます。

住民基本台帳法の一部を改正する法案の当委員会における最初の質疑に当たりまして、質問させていただきます。

ていただきますのを大変光栄に存じております。

実は、平成八年の選挙の際に当選して間もない十二月五日に、当地方行政委員会が質問をさせていただきます。

その際に取り上げさせていただきました。

その際に取り上げさせていただきました。

その際に取り上げさせていただきました。

その際に取り上げさせていただきました。

その際に取り上げさせていただきました。

四月十六日

地方財政への介入反対に関する請願(古堅実吉君紹介)(第二六九三号)

地方財政の早期健全化に関する請願(桜井新君紹介)(第二七三五号)

は本委員会に付託された。

同日

新藤 義孝君

河村たかし君

同日

新藤 義孝君

河村たかし君

同日

新藤 義孝君

河村たかし君

同日

新藤 義孝君

河村たかし君

実は、その際に、平成八年の十二月五日に、同じ富田議員もこの点についての質疑をされておりますので、そういう意味では、当地方行政委員会はそれ以来いろいろな角度からこの問題を折に触れて取り上げてきてはいるわけでございます。特に、平成九年の六月には、同じ富田議員からの御提案がございまして、政府としていきなり法案の形で国会に提出するのではなく、試案の形で世に問うていただきたい、そして、それを十分時間をかけて議論をし、試案をもとに政府案を改めて国会に出す、そういうような手順を踏んでいただきたい、こういうような趣旨の御提案もございました。

そういうような経緯をたどって、昨年の二月に、この問題は改めて政府の案として各党に正式な改正案として提示をされ、それに基づいて各党それぞれに御議論があったわけでございますし、我が自由民主党も昨年の二月中旬から下旬にかけて前後五回にわたって慎重審議をし、その結果をもって政府案として固めていただいた、こういうような経緯をたどっているわけでございます。

そういうことを前置きといたしまして、余り長くやりますと時間がなくなりますので、この辺で前置きはさせていただきます、そういうような慎重な手続の上にご法案ができてきたということが前提でございますけれども、早速基本的なことからは質問をさせていただきますと思うわけでございます。

まず、事務当局からお答えいただいで結構なんですが、私も、昭和四十二年でございますが、制度としてでき上がる前は、住民登録制度というのがあったわけでございます。戸籍とは別に住民登録制度というのがあったわけでございますけれども、これが四十二年に住民基本台帳という形で改めて現在のような姿形になっていましてございます。

そこで、問題の基本的なところから認識を深めていくためにお尋ねしたいのでございますけれども、従来の住民登録制度がなぜ住民基本台帳制度に切りかわっていったか、その辺のところの基本的な、現行制度のねらいと申しますか、そういうものからひとつ明らかにしたいと思いますか、そういうのであります。よろしくお願いたします。

○鈴木(正)政府委員 住民基本台帳制度が昭和四十二年に成立する前は、今お話がございましたように住民登録制度がございまして、この制度のもとでは、市町村における住民届け出に関する制度あるいはその住民の地位を記録する各種台帳に定める制度、それはそれぞれ各種行政ごとに別個に定められたので、重複しかつ不統一であったわけでございまして、住民にとって不便であるばかりでなく、市町村の事務処理の合理化、効率化の点からも問題が多くて改善すべきことが多いところでございます。

こういった状況を踏まえまして、政府において住民基本台帳制度合理化調査会を設置いたしました、合理化の基本方針及び要綱について諮問し、

ていただきます。

実は、平成八年の選挙の際に当選して間もない十二月五日に、当地方行政委員会が質問をさせていただきます。

その際に取り上げさせていただきました。

その際に取り上げさせていただきました。

その際に取り上げさせていただきました。

その際に取り上げさせていただきました。

その際に取り上げさせていただきました。

その際に取り上げさせていただきました。

同調査会で二年間の御審議をいただきまして、答申の趣旨に基づきまして新しい住民基本台帳制度に切りかえたわけでございます。

具体的な目的でございますが、第一点は、住民の住所の変更等に関する届け出を統合いたしまして簡素化すること、窓口業務の改善を図る、国民健康保険あるいは国民年金とか、当時食糧配給関係もございましたが、そういうものの届け出の統合、簡素化ということでございます。

二つ目は、住民に関する各種の台帳を統合いたしまして、住民基本台帳を設けて住民に関する正確で統一的な記録を整備するということ。

三つ目は、住民基本台帳に基づいて住民の居住関係の公証、さらに選挙人名簿の登録など、その他住民に関する事務処理の基盤とするような制度というものを整備した。

この制度の実施によりまして、住民の利便を増進する、あるいは国及び地方の全体の行政の合理化、効率化を図ることとした次第でございます。

○運営委員 そうしますと、基本的にはとにかく住民に関する事務はできるだけ住民基本台帳を基礎にして一元的に処理する、こういうふうなものを保持してこの制度が発足した、従来の制度はその辺が不十分だった、こういうことだろうと思うのでございます。

そこで、具体的なことについて一つ二つ、例を挙げて、きょうはせっかく関係省庁に来ていただいておりますので、少し意見を伺うか確認をさせていただきますながら質問させていただきます。

まず第一に、一番基本になります戸籍との関係でございますけれども、これは人間だれしも一度は到着する死亡届の問題がございます。死亡届は、戸籍法に基づいて、診断書を添えて役場に持ってきていただきます。死亡届を持ってきたら、そこで役場が何をするかという、今度は、その役場の所在地でもって埋葬するあるいは火葬するということになりますと、そこでもって埋葬許可

と火葬場の使用許可といえますか火葬許可、この二つを同時にやるわけでございます。

住所地も死亡届も届け出地もそれから本籍地も、全部一緒の地域でございますと事柄は大変なやうでございます。その役場の窓口だけで事が処理できますから、それほど時間がかからない。時間がかからないのでございますけれども、しかし、これも単純にいかないのです。国民年金、国民健康保険、老齢医療年金といえますか老人の医療費とか、そういういろいろな各種の付随することがございますから、死亡届を出して埋葬許可あるいは火葬許可をもらう間に、普通は国民年金とか国民健康保険の窓口へ駆けて行って、そっちの手続もするわけです。

したがって、本籍地も住所地も全部一緒の場合でも、この死亡届を出して全部書類をもらうの大体十分はかかります。

ところが、死亡届、死亡届をする場所と、住所、本籍地がみんな違う、戸籍法では死亡届でもって死亡届けができることになっている、ですから必ずしも住所地じゃございませんので、住所があるのは本籍地が全部違うということになりますと、これはかなり時間がかかると思うんです。

それで、あらかじめ法務省の方に、一遍どのぐらいかかるか、法務省でつかんだところを教えてください、ひとつ法務省の方から、その辺がわかったら教えていただきたいと思います。

○大鷹説明員 それでは、死亡届について御説明いたします。

死亡の事実が戸籍に記載されますが、これは原則として死亡届に基づいてされております。死亡届は、死亡の時分、死亡の場所等、所要の事項を記載した届け書きに医師が作成した死亡診断書または死体検案書を添付して、議員が説明していただきますように、本人の死亡地、本籍地、または届け出人の所在地の市町村の窓口へ提出して行きます。市町村においては、夜間や休日の執務時間外であっても届け出を受け付ける取り扱いがされ

ており、適法な届け出があった場合にはこれを速やかに受理しているものと承知しております。

以上でございます。

○運営委員 建前はそうなんですが、実は、これをなぜ私が申し上げるのかといいますが、普通は、この死亡届は大体が葬儀社の方々にサービスでもって事務を代行してもらっているんです。これはだれでもいいことになってるんです。届出人は、本当はいかぬのですけれども、本当は親族なんですけれども、実際問題としては葬儀社の方が代行してやっていますから、一般には痛痒を感じていないんです。忙しい、ばたばたしていますから、葬儀社がなれたところでやってくれるわけですね。

ところが、実は私、自分でこれをいかなるものかということでもやりました。それで、先ほど申しましたように全部一緒の役場へ行きますと大体三十分、これが住所、本籍地が全部ばらばらというところになりますと最低が一時間、間が悪いと二時間ぐらいかかるんです。役場で待つてなきやいかぬ。

なぜかという、死亡地の届け出をする場所であつてくれませんか、役場では住所地の市町村役場、そして本籍地の市町村役場に一々電話で確認をします。現在は、それを電話ではさらに間違いが出てきますから、当然文字のごとくですからファクスでやりとりをいたします。たまたま相手先の担当職員の手が空いていなければスムーズにいってくださいますけれども、普通は、そんな待たせてくれるわけじゃありませんから、これは最低一時間、運が悪いと二時間ぐらい、役場でもってじっと待つてなきやいかぬのです。大体届け出をするのは親族ですから、親族が自分でやりますと、この忙しいときに一時間ないし二時間待つていられるのはこれは大変なことなんです。

したがって、そういう意味でもう少し身近なところで、今の建前はそうなんですが、これをもう少しネットワーク化に乗せていけば、要するに確認事務ですからね、住所登録、本籍地の登録の確認事務だけでもそのぐらいかかるわけですから、これをネットワーク化すれば、それだけで物すごく事務の合理化になっていくというか、利用者が非常に簡便にいくという問題があるわけですね。

これは、先ほど申しましたように、大体葬儀社が代行していますから、一般の方々が直接被害を受けることは無いと思っております。現実問題としてはだれがやってもそれぐらいかかる、そういう問題をはらんでおります。今回の法案の中にはそういうところも、これは今後の問題として法務省でもお考えをいただきたいと思っております。きょうは大鷹第二課長さんにおいでいただいておりますので、ひとつ宿題として持ち帰っていただいで、今後の問題としてお願いを申し上げます。

それから、二番目の問題として年金の問題。実は私は、平成八年の十二月五日の当委員会最初に申し上げたときに、年金の問題を例に挙げました。

現在、老齢年金とかいろいろ年金をもらっている方は、年に一遍、現況届けをするということになっております。これは何かという、まだ生きていられると、このことを証明する手続と書かれているわけでございますけれども、年金の本部の方から往復はがき等が参りまして、そのはがきを持って市町村役場へ行って、確かに住民登録がなされているという判ごももらってもう一遍送り返す、こういうことをやってきたわけでございます。

ところが、手足が動く方はいないんですけれども、寝たきり老人であるとか、あるいはその介護をする人の手間が足りないとかというようになりまして、そういう市町村役場へ持っていく手間だけでも大変だということで、この現況届は大変評判が悪い。そこで、昨年春に自治省がこの住民基本台帳法の一部改正を出した後から、各種の年金が一斉にこの現況届の一部停止をやり始めました。現在どうなっているかといいますが、それぞれ

金の場合、受給申請から支給の決定、いわゆる裁定といふ決定でございまして、そこまでお呼び一カ月程度かかっております。それからその支給決定から実際の年金の支払いまでの期間でございまして、年金の支払いが基本的に一月一回の処理ということになっておりますので、その決定時期によりまして一カ月ないし二カ月という事務処理の実態になっているところでございまして。

この事務処理に時間を要するという主な原因は、実は、制度別の記録管理が従来別々になっておりましたために、受給処理申請がありまして、そういう制度別の記録をつなぎ合わせていくという点に大変時間を要しているというのが現在の状況でございます。

これにつきましては、九月一月から基礎年金番号をスタートさせまして、それに基づきましていろいろ制度別の記録をつなぎ合わせましていくという、いわゆる過去記録を現在整備しているところでございます。これはまだ整備中でございますけれども、これが一応整備されれば、こういった裁定の事務処理の期間も相当短縮されていくのではないかと、いろいろ思っているところでございます。

ただいまお話のございました住民基本台帳ネットワークの利用によって、この年金の裁定や支払いの期間の短縮ということには直ちにはつながらないと思っております。年金業務全体の効率化を図っていくという観点からは、この住民基本台帳ネットワークの利用について効果的な面もあるというふうな思いをしております。今後ともそういう点を検討してまいりたいというふうな思っております。

○滝委員 時間は、要するに今までの各年金の実施主体がばらばらでございまして、当然一々さかのぼって確認をするのに時間がかかる。それから流動化社会ですから、人もあつちの年金面体に出向したりこつちの年金の勤務期間があるとかいろいろなことがありますから、かなり手間取るこ

とは間違いないと思うのでございましてけれども、それにしても時間がかかり過ぎるわけではございません。これは、今、割と簡単にいくようなことをおっしゃっていただきましたけれども、実際問題として私が自分でやりましたところでは、私の手元に振り込まれるまでで七カ月かかっているのでもございます。もともと、そのうち一カ月はせつかく来た通知書を欄上げしておいたとかそういうようなことで、こちら側の事務処理がスムーズにいかなかったという問題もあるのですけれども、いずれにいたしましても、実際には物すごい時間がかかっているというところに相なるわけではございまして、この辺のところは、行政局長さんは年金の専門家でございますから、一週行政局長さんからもちょっとこの辺について、何か意見があったらお聞かせいただきたいと思っております。

○鈴木(正)政府委員 住民基本台帳ネットワークシステムを構築していく場合に、今回の法律案にも盛り込んでおりますが、行政機関での御利用というところで、特に継続的な給付の分野というの適用対象としては非常に適切なものであると考えております。

各種年金制度、それぞれの制度がございまして、基礎年金番号制度の導入にも見られますように、それぞれ制度が連携しながら、年金受給者のための相談あるいは給付の円滑化ということに努力しているところでございまして、このネットワークシステムの利用ということがいろいろな分野で御検討いただければと思っております。

先ほどお話がございましたように、恩給あるいは共済関係については、今回の法案に盛り込んであるところでございまして。

○滝委員 この辺のところは、自治省におかれましては社会保険庁におかれまして、要するに事務の合理化という観点も含めて積極的な取り組みを今後続けていただきたい、こういうふうに思っています。このネットワークに関連して、何が便利になる

かというふうなことに付いて、一つ二つ今まで例を挙げてお尋ねをしてみました。次に、このネットワークそのものについていろいろな心配が寄せられているわけですね。一つは、国会が本来監視する機能を持っているわけではございまして、ネットワークをつくるのと国民監視が強化されるのじゃなからうか、国民監視の道を開くというふうな御意見がございまして。そういう中で、今回のこのネットワークは、指定情報処理機関という一つのセンターを、国と地方団体とかというのじゃなくて、別法人で一つの機関をつくって、そこにセンター的な機能をゆだねる、こういうふうなことになっているわけではございまして、こういう機関が国民監視の道を開くようなことには当然ならないと思っております。そういうセンターをどういう格好で仕組んでいくのか、その辺について伺いたいと思っております。

○野田(毅)国務大臣 御指摘のとおり、この住民基本台帳ネットワークシステムにおきましては、全国センターを、都道府県知事から本人確認情報処理事務の委任を受ける指定情報処理機関が運営、管理するということになっておまして、国がこのネットワークシステムに係る具体的な事務執行には関与しないという仕組みになっておるわけでありまして。そういう点で、国が一元的、一括管理してすべての情報を掌握してやっというところ、その種のものは全然質が違つというところをまず申し上げておきたいと思っております。

また、指定情報処理機関が保有する情報というのは、氏名、住所、性別、生年月日、この基本的な四情報と住民票コード及び付随情報から成る本人確認情報に法律上限定をいたしております。さまざまな個人情報を一元的に収集管理することができない、そういう仕組みにいたしておるわけでありまして。さらに、指定情報処理機関についても、本人確認情報の目的外利用を禁止いたしております。したがって、個別の目的を超えたデータ

マッチングによってさまざまな個人情報を一元的に収集管理するということも不可能であるという仕組みにいたしておるわけではございません。このような指定情報処理機関のあり方からいたしまして、このネットワークシステムが国民監視システムへの道を開くんだという指摘は当たらないというふうに認識をいたしております。○滝委員 そのところをやはり一番大事なところだろうと思っております。

今、いろいろな批判のある中で一番大切なところについて自治大臣から明確な御答弁をいただきましたけれども、ぜひそこら辺のところ、基準がぐらつくことのないように、ひとつ運用よろしきを得ていただきますようにお願いを申し上げます。

それからもう一つの心配は、個人情報の保護の問題がもともやましく言われてきたわけではございません。最初はOEDDの基準に照らしてどうだろうかというふうな議論もございました。今やEUIの基準にそれが変わってきているわけではございませんけれども、EUIの個人データの保護指令についてはどうなのかとか、大変議論が細かくなつてきていると思っております。

そういう意味では、この問題が取り上げられてから特にこの五、六年は個人情報保護の問題が大変精緻になってきた、しかもそれが、ある意味では一つの世界的な流れの中での議論として取り上げられてきている、こういうふうなことが言われてきていると思っております。自治省の今度のものにつきましては、そういった世界的な流れについての議論を踏まえてどういうふうなことを仕組んできたのか、その辺のところをひとつ明確にお答えをいただきたいと思っております。

○鈴木(正)政府委員 御指摘のように、このシステムの導入に当たりましては、個人情報の保護ということが最重要課題の一つと考えまして取り組んでおります。住民記録システムのネットワークの構築等に関する研究会の御議論におきましても、諸外国の事

例などを踏まえ、また我が国における個人情報保護の現状を分析する、その上に立ちまして、個人情報の保護についての万全の措置を講じる必要である、こういう御議論があったところでございます。

そのために、基本的には、ネットワークシステム全般の個人情報保護措置につきましては、いわゆるOECD理事会勧告八原則というものを前提として制度を構築いたしました。加えて、御指摘のE.U.によりまして個人データの処理に係る個人の保護及び個人データの自由な移転に関する理事会指令、いわゆるE.U.指令につきましても十分考慮いたしているところでございます。

具体的には、E.U.の原則に掲げている中で、例えば、データ内容に関する事項に關しましては、都道府県などが保有する情報は、氏名、住所、性別、生年月日の四情報と住民票コード及び附屬情報である本人確認情報に限定をいたしております。また、データ処理の適法性の基準に關する事項に關しましては、本人確認情報の提供を受けることができる場合及びその利用目的というものを法律上明らかに限定をする。それから、E.U.指令の処理の秘密保持及び安全に關する事項の關連では、本人確認情報の漏えいを防止するために必要な秘密保持の義務づけ、また安全確保措置の義務づけ、こういったことを講じておりました。個人情報保護に關しましては、OECDの理事会勧告八原則及びE.U.指令に沿った十分な法令上あるいは技術上の措置を講じているところでございます。

○滝委員 以上、代表する二つの御心配の意見についてお答えをいただきました。
私の持ち時間がもう切れますので、最後に一つ、要望を交えて申し上げますので、自治大臣からお答えをいただきたいと思っております。
と申しますのは、今までの年金の問題にいたしまして、それから戸籍との関連におきまして、これからいろいろこのネットワークに組み込んでいった方がいいようなものも、場合に

よっては出てくるだろうと思っております。私は、そういうものについては積極的はこのネットワーク、今回はここでこういう格好で一区切りをつけたいと思っております。これからの問題として取り上げるべき問題についてはなお御議論をいただいで載せていただくような、そういう努力を省庁間でお願いを申し上げたいと思っております。これについては自治大臣の御意見を承って終わりたいと思っております。

○野田(毅)國務大臣 今回の住民基本台帳法の一部改正法案におきましては、御指摘のとおり、国の機関などが本人確認情報の提供を受けて処理することができ得る事務というものを十六省庁所管の九十二事務として法律の別表に規定をいたしております。その事務におきましては、それぞれ住民側においてもあるいは行政側においてもメリットが増加をするということをご期待をいたしておるわけでございます。

今御指摘ございましたが、今後、国の機関などが本人確認情報の提供を受けて処理することができ得る事務を法律改正を通じてふやしていくということによって、さらに住民の利便を増進すると同時に国及び地方公共団体の行政の合理化にも資するということ、方向として十分認識をいたしておるわけでございます。

ただ、これは先ほど来いろいろ御指摘もございました。いろいろなお考えもございまして、あくまでこれは法改正ということに伴って初めてできる事柄であるということもあわせて申し上げておきたいと思っております。

住民基本台帳ネットワークシステムの国の機関などにおける利用事務の拡大については、そういう意味で、引き続き十分な検討を行っていくということが重要であると思っております。いずれにしても、提供先、利用事務の拡大については、国会の御審議を踏まえて、法改正を通じて可能性が拡大していくということは御指摘のとおりでございます。

○滝委員 ありがとうございます。

いずれにいたしましても、法律でもってすべて規定していくという基本原則でございますので、そういう原則を踏まえた上でよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございます。

○坂井委員 次は、新藤義孝君。
○新藤委員 自由民主党の新藤義孝でございます。地方行政委員会には初めてお邪魔をさせていただきました。質問させていただきます。

野田大臣には初めてお目見えをさせていただきます。大変アグレッシブな方だと私は尊敬しておりますので、私が今回質問させていただきますのは、私がお聞きしたところ、ぜひ御答弁いただければありがたいと思っております。

たゞいま、滝先生の前時代からさかのぼることの歴史を踏まえた格調高い専門的な御質問があったわけなのでございますが、私は、これから先の将来の日本の情報化、こういう観点から今回のこの住民基本台帳の法改正をどうとらえていくかということ、御質問させていただきます。いろいろ思っております。

いろいろなところで、行政もそれから政治家も含めて、二十一世紀の社会のキーワードは何かということになると、必ず出てくるのが高齢化社会とそして情報化社会だ、こういうことになっていまして、そして、閣議決定を何度も繰り返しまして、この住民基本台帳はもう既に平成九年の段階でやるんだというふうな決まっております。

先進であるアメリカなんかと比べましても、これはもうほとんど離れているばかりなんです。インターネット利用は、アメリカが六千二百万人、日本は一千四百万人でございますし、人口一万人当たりのホスト数、これは日本は世界で二十三位なんです。世界一の通信技術、コンピュータ技術を誇る我が国が、自分のところでつくっているのですが、しかし、どれだけ使われているかというところ、ホスト数においては、シンガポールが十三位、香港が二十二位、そして日本はその次になつていて、こういうような活用状況でございます。それから、電子商取引がこれから拡大するんだ、拡大してきたとっておりますが、アメリカが二十一兆円、日本はまだ八兆円だ、こういうことになるわけなんです。

ですから、なぜこれが進まないのか、私の考えるところ、率直に申し上げますと、便利でないのですよ。結局、自分の生活や仕事にみんなが使えるような創意工夫をしていかないと、ただ見るだけだったり、それからデータが集まってきたものを集計するだけ、そういう状況ではなかなかこれは普及が進んでいかないというふうに私は思っているのです。

ですから、そういう意味で、今回の住民基本台帳の改正が、まずは行政の効率の向上、それと住民の利便性が上がるんだ、こういうことで私は大変歓迎しておりますが、これとあわせて、情報化を進めていく中で、今回の住民基本台帳のネットワーク化、これは自治省、どういう取り組みをされるつもりなのか、今のお考えを聞かせていただければありがたいと思っております。

○野田(毅)國務大臣 幾つかの論点が指摘されたと思うのです。全体として、日本の社会全体の中で、高度情報化社会に対する対応が、世界的なレベルで見ても、非常に本来あるべき姿よりもテンポが遅過ぎるのではないかと、そのことに對するトータルとしての危機感といえますか問題意識というものが指摘されたわけでありまして、これはそれぞれの点も全く同感でありまして、これはそれぞれのミタロの企業レベルにおいても、あるいは、場合によっては学校における子供のころから

五

大事である。シンガポールなんかは日本よりもはるかに小さいところから学校教育の中で徹底してそれをやっているわけで、そもそも民族の繁栄というものは進取の気性ということが非常に大事なことであって、このフロンティアの部分でどう育成していくかということが一つの大きなポイントだと思います。

それから、自治省において、情報化に向けてどのような取り組みを行ってきたか、あるいはまた、おるのかというようにございまして、

この点につきましては、地方公共団体における情報化というのは、地域住民の福祉の向上や、あるいは地域の活性化を図るとともに、新しい行政ニーズへの対応あるいは行政事務の二層の高度化、効率化を図るということが可能にするものでありまして、セキュリティ対策や個人情報保護に十分留意しつつ積極的推進をすべきでないかと考えております。

そこで、このために、自治省では、地方公共団体に対して、既に地域の情報化の推進に関する指針及び行政の情報化の推進に関する指針というものを示したとしておりまして、各地方公共団体における情報化を積極的かつ戦略的に推進をするように要請をいたしております。同時に、地方債及び地方交付税による財政措置により支援をいたしておるところでございます。

○新藤委員 ありがとうございます。

それで、とにかくこれを進めていく、どんどん進めていくべきだと私は思っておるわけなんです。しかし、そのときにやはり留意しなければいけないのは、盛んに新聞等でも言われておりますが、やはり国家の一元管理、権力の乱用が行われるのか、こういう危険があるという声と、それから、そもそも個人情報保護されるのか、こういう部分が今回の改正の一番の課題になるのではないかな、こういうふうに思っています。

そして、ただ、私の考えですけれども、今回の住基台帳ネットワークができることによって、個人情報保護が漏れるなり、勝手に使われる、流用され

るおそれが増す、こういう心配があることにについては、私は、逆じゃないかな、こういうふうには思っているのですよ。というのは、結局今回のネットワークをやるということは、これはもう最先端のセキュリティ技術、それから暗号技術、こういうものを徹底的に工夫する、それからまた、実際に運用上においても随分の工夫が、やり過ぎかなというぐらいに私は思っています。工夫が入ってきている、こういうふうには思っております。

現状で、むしろ個人情報保護法というものは、これは今国家行政機関の情報だけはその保護法によって制約がありますが、民間情報それから地方公務員に関しては、その情報を守りなさいという法律すらないという今の現状の中で、社員名簿だとかそれから顧客リストの流出だとか売買なんというものはむしろどんどん横行してしまっているわけなんです。

だから、私は、今回の住基台帳のシステムをきちっとするところで、まずシステム設計、セキュリティを徹底的なものにする、それから職員の教育と罰則、こういう法令に基づく制約をかけていく、しかもこれに加えて、例えば住基台帳のデータを個人で、ICカードを持ってもらう、こういうことになったとすると、このICカードというのは極めて偽造だとか不正使用が難しい、今のところ一番難しい、要するに今セキュリティレベルが一番高いわけなんです。

紙なんというものは、だれか持っていったらええば済むわけなんです。自分の複雑な番号をもってしては、他人様がそれを知ることではできないんですよ。そうすると、例えばこのICカードをしっかりと運用していくと、むしろ今までデータがとれたはずのものがとれなくなってしまう、そういうふうな考えたらどうかというふうに思っているのです。

それで、今回、本改正におけるネットワークのシステム、それからルール、こういうものがどのように検討されているのか、工夫されているのか、

か、ちょっとさわりで結構です、時間がだんだんなくなってきましたので。

国の一元管理の問題は、先ほど滝先生が御質問されました。私も御答弁に納得しております。国がやるのではなくて、国がいわゆる公益法人をつくって、その中で委託、県と市がやるんだよ、こういうことではございませぬから、納得しておりますので御答弁は結構でございます。

○鈴木(正)政府委員 この住基基本台帳のネットワークシステムにつきましては、特に個人情報保護面での配慮措置ということではございませぬが、先ほど申し上げましたように、基本的には国際基準を踏まえまして、法律上、技術上、十分な保護措置を講じるという考え方で構築をしてきております。

例えば、制度面での保護措置をいたしまして、本人確認情報の提供先、あるいは利用目的については、法律で明らかにして規定するということがいたしました。それから、本人確認情報を取り扱っている関係者、市町村、県、全国センター、あるいはその電算処理を委託される機関等に対しまして安全確保措置、これを義務づけております。また、従事する職員の秘密保持の義務づけも行っております。

また、本人確認情報の目的外利用の禁止ということも法律上明らかにしております。民間部門での住民票コードの利用も禁止しております。そういうことで、公的部門での利用ということにいたしておるところでございます。

システム面の保護をいたしましては、これまでの全国的なシステムというものの実績の上に立って、それにまさるとも劣らない内容のセキュリティ一面の配慮措置を講ずることといたしていただいております。

○新藤委員 このICカードは、別に持ちたくない人は持たなくてもいいということになっていくわけなんです。そのメリットを感じる人がお持ちになるということではございませぬ、別に全員に持たされるということでもないんですから、問

題ないんじゃないかと思うんですよ。ただ、きょうは御答弁はいただきませぬが、むしろ個人情報保護法というものをしっかりと包括的なものにしていく、これは絶対やらなきゃいけないと思いませんか。むしろ、国だけに任せ外しているのかというのが私不思議なんです。これはやらなければだめだということに思っております。

それから、次のポイントとして、今回の課題としては、個人情報の保護と国の一元管理を、権力の乱用を排すということだとすると、逆に今度、今回の法改正のポイントとしては、とにかく全国人口の九九％がコンピュータ処理されているこの住基台帳を自治体間でネットワーク化させること、これによる物すごい行政事務の効率化が行われるということだと私は思っております。

要するに、今までは自分の住んでいるところでもなければ、それから転入転出の際には一回で済むんだ、こういうふうなことでございませぬ。

それで、これに加えて、ほかの行政機関がこの住基台帳にアクセスすることができるようになれば、これは住民票をとるだけじゃなくって何かほかの、その個人が例えば雇用保険だとか労災給付、それから恩給、共済年金支給、建築士免許、宅建資格、こういうものを登録するときの申請に、一々住民票をとりに行かなきゃならなかった。それが今回は、役所同士で連携をとって、個人として自分本人なんですと申請すればそれでいい、こういうことになる。非常に便利になるんじゃないかなというふうに思っています。

これはかなり工夫をして、さっきのお話ではたしか十六省庁九十二事務ございませぬ。こういう話ですから、便利になるということで、答弁してもらおうと思っただけなんです。時間ももつていないので、それはもう結構なんです。

それで、私、これに加えて本日は考えが足りなかったのは、今回民間利用を禁止してあります。言いかえれば、個人が行政のデータに直接アクセ

これまでお話ししましたが、保有するデータは住民票コードと四情報、氏名、住所、性別、生年月日及び付随情報のみであるという点、また、国の機関等へのデータの利用、提供については法律上明確な根拠が必要である、また、目的外利用というものが禁止されている、それから、民間部門による利用が禁止されている、また、住民基本台帳カードは住民サービスの向上の観点から希望者にのみ発行するといったことで、韓国の住民登録制度及び電子住民カードとは異なっている、このように考えております。

○新藤委員 まあ、韓国、経済危機が深刻でございますから、そういう側面もある。そしてまた、国の一元管理、権力の乱用が心配だ、これは私に言わせれば、もう極めて感情論である。このことをやると思いを強めてしまうからやらないよ、悪いことをしたら罰する、悪いことをさせないよ、うに工夫をする、それが知恵を使うというところであって、物理的にこういふものをつくらなければ悪いことがないんだと。

ところが、どんなことをやったら、なければいけないに、今は個人情報なんというのほむしろ横行してしまっているわけなので、それから、骨太の議論をしつかりすべきだ、感情論でやっても困るし、私もそんなことをもし国家に管理されてしまったら困りますから、そういうことをやられないようにルールをつくり、法律をつくるということなのでございます。

韓国と日本は違ふのだということがよくわかったわけでございます。

そして、最後の質問にさせていただきますが、結局、システムとルールをきちんとすればこれは問題なく運用できるではないか。しかも、先ほどから御答弁が繰り返されているように、四情報に限ってとか物すごい制約をかけてしまって、本来ならもっと使える、国の基幹、根本を築かれるような、産業の活性化も含めて新産業の創出も含めてできるはずのものを縛ってしまっているわけなのですけれども、将来の話として、これを国民

総背番号制だといって反対されている方がいる、こういうことも聞いております。

ただ、背番号制とは、確かにそれは全員に番号をつけるわけなのですが、しかし、広い意味で言うものはさっきの韓国だってもう昔からですよ、含めて、アメリカ、カナダ、デンマーク、スウェーデン、ノルウェー、イタリヤ、オーストラリア、ほとんど使ってしまったっているわけなんだ、このように思っています。

それから、やはり嫌だと言っている人がいるけれども、統一された番号によって所得の正確な把握をする、これは徴税の公平化からすればやらざるを得ませんよ。こんなことを、隠しを認めるようなことが暗黙の了解というのはいかにも日本的です。こんな絶対だめです。

それから、社会保険とか介護保険の対象者の把握、それから本人確認、行政事務の効率化、幾らでもありますけれども、まず第一点、もう年金の基礎年金番号制が始まってしまっているのではない、別の番号がついてしまっているのでは、持たなければいけないのかと。

それから、これから介護保険制度が始まってまいります。これも、介護保険制度はシステムの基本設計、全三千三百自治体の中の三千二百自治体が厚生省にシステム設計の補助申請を出しています。ところが、このシステムを構築する上で、ある自治体は住基台帳を根本にして介護保険の台帳をつくらうとしていまして、でも、ある自治体は国保台帳をベースにしているのですよ。統一した見解をつくっていないから、ばらばらになってしまっているわけなんです。

このほか、これから例えば免許とかほかの事務に、それから、きょうは余り僕はこのこと言いたくありませんが、例の納税者番号、ある新聞の社説によると、別のシステムをつくれというのです。それでは一人の人間に三つも四つも五つも番号をつくって、そのシステム運用で、私の地元、埼玉県の川口ですけれども、川口の町で介護

保険のシステム基本設計をやるのに七千八百万かかっているのですよ。これまた別の台帳を使えなかったら、また同じ金がかかるわけで、三千二百自治体でも、もちろん金大きさは四千五百万が基本ですけれども、これはむだ遣いなんですよ。でも、国が方針を定めないから結局やっているわけなんです。

とにかくこれを、この住基台帳のシステムが九九％捕捉されて日本で一番ネットワークを張っているのだから、これを今回まず入れさせても、その後の日本の情報化、そして個人がコンピュータにアクセスする、こういうことの前提として、やるべきだと私は思っております。

そういうことで、今回の決意というか、もう質疑時間が終了してしまいましたので、多分お答えは余りできないと思っております。でも、そういう気持ちでやらないとこれはうまくいかないよ、私はこういうふうなふうに思うのでございます。一点お願いするところならば、この住基台帳コードの、将来他の行政事務への展開、このことについてどういふ御見解があるのか、このことだけを最後に質問しておきます。

○野田(教)国務大臣 基本的に御指摘のとおり、まことに私どもが申し上げたい事柄、もう随分お話をちょうだいいたしまして、大変心強い限りであります。

いずれにせよ、これからいろいろな行政事務等にどこまで広げていくかというところにつきまして、まずこれをスタートさせていっていただく上で、法的な手当てをしなが具体的には展開をしていきたいというふうに思います。

○新藤委員 いろいろ申し上げましたが、いろいろな意見があると思えますが、しかし国民大多數の利便性を向上させるという観点から、私は、これは積極的にぜひ推進していただきたい、このように申し上げまして、質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

午後三時三十分休憩

午後三時三十分休憩

午後三時三十分休憩

午後三時三十分休憩

午後三時三十分休憩

午後三時三十分休憩

午後三時三十分休憩

午後三時三十分休憩

午後三時三十分休憩

午後三時三十分休憩

午後三時三十分休憩

午後三時三十分休憩

午後三時三十分休憩

午後三時三十分休憩

午後三時三十分休憩

午後三時三十分休憩

午後三時三十分休憩

午後三時三十分休憩

午後三時三十分休憩

午後三時三十分休憩

午後三時三十分休憩

報を先に考えて、いわゆるトータルシステムでコンピュータ等に託す、こういう考え方が二通りあるわけであり、私は、個々のケースで入れるというよりは非常にロスが多いし、また行政事務の簡素化あるいは住民へのサービスということを考えれば、一気にトータルシステムでやるのが正しいということ、住民登録をすべてコンピュータに入れて、リアルタイムでもって実際に今実行に移しているわけであり、

そこで、私どもの例を簡単に今お話ししますと、そういった中で、パッチ処理なんというのは、実に時間として約一万七千九百七十八時間、それからオンラインで大体十四万八千九百七十七時間、それからパッチ処理は、件数で千七百九十九件、それからパッチ処理の全体のプログラムの本数ですけれども、これが六百九十六本、こういうように、機械化できる、いわゆるコンピュータ化のできる仕事については、主なものはやっておるわけです。それでもなおかつ、庁内ではまだやっておくべきと、というのは、コンピュータ化が、データ処理からいって、最終的に統計とか予測とか、こういったことにだんだん高度に使っていきたいという職員の意欲が非常にわいてくるわけであり、

ですから私は、そういう意味で、コンピュータ化によって非常に経費の節減もできております、いわゆる行政の情報化というものが進んでおる、このように思っています。そこで問題は、一つ一つの市町村ではそれぞれやっておりますが、それぞれの関連は残念ながらございませぬ、ですから、せっかくこれだけ各自自治体で相当のOA化が進んでおる状況を考えてときに、市町村の区域を超える、ネットワーク化することによって、なお個々の市町村が十分に活用できる機会というものがあられるわけですね、代表的な例は、やはり住民の転入転出、それから特に不現住処理、こういったものがあられる、このように思っています。そういうことで、こういった地域間交流という

ことを考えた場合に、既に答弁もいろいろあるわけであり、住民の基本台帳そのものには十程度の情報の量があるわけであり、けれども、今回はそれが非常に限定的だ、こう言われているわけでございますので、再度ここで明確に、住民基本台帳の個人情報の中の具体的にどんな情報を保有することになるのか、既に一部答弁は聞いておりますが、明確にお尋ねしたい、このように思っています。

○鈴木(正)政府委員 現行の住民基本台帳におきましては、市町村の住民につきまして、氏名、住所、性別、生年月日、それから世帯主の氏名及び世帯主との続柄、戸籍の筆頭者の氏名及び本籍、それから選挙人名簿への登録の有無、国民健康保険の被保険者資格に関する事項、国民年金の被保険者資格に関する事項、児童手当の受給資格に関する事項、こういったことが記録をされております。

今回の住民基本台帳ネットワークシステムにおきましては、住民基本台帳に記録する個人情報として新たに住民票コードを加えるということといたしております、住民基本台帳に記録された個人情報の中の、本人確認のために最低限必要となる氏名、住所、性別、生年月日の四情報、それに住民票コード、またこれらの付随情報、例えば、年々日等の情報に限りまして、指定情報処理機関、いわゆる全国センターや都道府県において保有するということといたしております。

○副委員長 ただいまお答えがありましたとおり、各市町村が取り扱っている住民基本台帳の情報のうちで、とにかく非常に基本的な、しかも限られた情報だけ、今のところそのように私は考えます。そういう意味では、全国センターなどで保有することになるわけでございますので、これから、国民から信頼される全国的なシステムをつくり上げていくために重要なポイントになるか、このように思っています。したがって、重要なポイントになるわけであり

ますが、これも本会議でございましたが、いわゆるコストパフォーマンス、かなりこのシステムをつくる時に金がかかる。しかし、お金がかかるけれども、いろいろな直接的効果、間接的な効果というものが生まれると思うのです。直接的な効果については大臣の方から本会議で述べられておりましたが、住民の利便それから簡素化、なかなか計数にあらわせない、そういう利点もあるわけでございます。とりあえずきつと試算でき得る状況につきましては、本会議の答弁もございましたが、さらにはこの委員会でも明確にいたしました、このように思っています。

○鈴木(正)政府委員 このシステムの導入コストでございますけれども、データ移行のためのシステム開発費あるいはコンピュータの設置工事費などの基本的な導入経費としまして約四百億円を見込んでおります。また年間コストといたしましては、電気通信回線の使用料あるいはコンピュータの維持費などで約二百億円を見込んでおるところでございます。

他方、このコストに対しまして効果につきましては、前提を置きまして、システム導入に伴う行政側の職員あるいは住民の方の節減時間とこれらの方の時間当たりの標準的な人件費というものをを用いまして、一定の仮定計算でございまして、数値化できるものだけを試算いたしますと、毎年、行政側で申し上げますと、転入手続の簡素化あるいは住民票の写しの交付の省略といった窓口業務の簡素化などによりまして約二百四十億円、また住民サイドで、住民負担の軽減といたしまして、転出手続あるいは住民票の写しの交付のために住所の役場へ出向く必要をなくすというところで約二百七十億円の効果があると見込まれております。

○副委員長 今の局長の御答弁では、試算できる結果が十分にある、このように考えております。知をしております。

メリットに限っても十分コストに見合う、こういうお話でございました。私も、このシステムを発展させていくとするならば、今後もこういったメリットはどんどん拡大していくだろう、減ることは絶対にない、確信をいたしております。ぜひ、かけたコストをはるかに上回る、立派な成果というものを上げていかなければ、やはり意味がない、私はそのように考えます。

○鈴木(正)政府委員 韓国の住民登録制度でございますが、国内に居住する韓国国籍を有する者を対象とするものでございまして、地方自治体であります市、郡または区の長が事務を管掌するということとされております。市長等は、個人別及び世帯別の住民登録票を作成し備えるということにされております。

その主な特徴でございますが、一点目は、すべての制度対象者に住民登録番号を付与することとされております。二点目は、住民登録票自体について全国的な電算化が行われておりまして、政府は、住民登録番号をもとに、いわゆる住民登録ファイルとして国民の情報を管理しております。この住民登録ファイルには、住民登録法に基づきまして住民から申告された事項のほか、住民登録番号によるマッチングにより多数の個人情報記録されているというふうな承知をいたしております。このファイルの情報は、一定の手続を経て行政あるいは民間のさまざまな分野で利用されている、このように承知をしております。

三点目の、住民登録証でございますが、十七歳以上のすべての者に、ビニールケースに入れた紙製の住民登録証が交付されておりまして、常時携帯することが義務づけられております。この紙製の住民登録証には氏名と住所などのほか、住民登録番号、戸籍、兵役に関する事項が記載され捺印が押されている、それから写真を貼付することとされておりました。行政手続上の申請書などの受理あるいは資格証書の発行などの際の本人確認のために行政、民間に利用されているということでございます。日本の制度とは大きく異なっております。

○鶴淵委員 だいたいの答弁をお聞きいたします。韓国の住民登録制度と住民登録証というものは本格的な国民総背番号制ではないかという感じがいたします。

今、韓国の住民登録ファイルにおきましては多数の情報が国によって管理されていると言われましたけれども、それには具体的にどんな情報が入っているのか、知っておればひとつ伺いたいと思います。

○鈴木(正)政府委員 韓国の住民登録ファイルでございますが、七十八項目の情報が記録されていると承知しております。氏名、住所、性別、生年月日、住民登録番号のほか、血液型、婚姻関係、職業、本籍、戸主、転入月日、行政籍名それから電話番号、学歴、こういった基本的事項のほかには、保有する免許資格、あるいは兵役等の関係事項、それから生活保護関係事項、医療保障関係事項などがございます。

○鶴淵委員 だいたいの答弁を聞きまして、韓国の住民登録制度の情報というのは、私どもが今考えている日本の四情報どころか、血液型だとか結婚、本籍、電話番号、学歴、兵役、こういった非常に大量の情報が入っているわけですか。そういうことを考えますと、日本のネットワークシステムというものは、四情報と住民票のコード、こういう限られた情報であるということに比べますと、韓国の制度というのは保有する情報の量も質も全く日

本と異なる私には考えます。したがって、韓国型の国民総背番号制と今日日本の行おうとする住民基本台帳のネットワークシステムとは根本的に異なるというように私は認識をいたしましたところでございます。

次に、韓国で電子住民カードの導入事業が中断をされたといったことを伺うわけでございますが、そういった経緯や理由について、わかればひとつ答弁をお願いしたいと思います。

○鈴木(正)政府委員 韓国におきましては、先ほど申し上げましたように、住民登録証が紙製でございます。写真の張りかえによる偽造、変造が行われるなどの問題があったということで、こういったことを防止して情報化社会に対応した多目的な身分証とするために、これまでの紙製の住民登録証を電子住民カードにかえるという事業が打ち出されたところでございます。

一九九六年に韓国の情報化促進基本計画において位置づけられて、一九九七年十一月には電子住民カードを発行するための住民登録法の改正法案が成立し、法的な基礎が与えられたというところでございます。その後、韓国の財政・国家財政に与える影響が大きいという不安に基づく反対運動が強まったということで、電子住民カードの關係条文的削除などを内容とする改正法案、議員立法が国会に提出されたもの、このように承知をいたしております。

○鶴淵委員 だいたいの御答弁によりまして、そういった電子住民カードの導入が中断されるということになったそもその理由は、一つは国民の監視システムという問題、それからコストの問題、こういったことであるというふうに今説明があったわけでございます。

まず、国民の監視システムではないかという点については、先ほどお話しがございましたが、日本のシステムは韓国の国民総背番号制度とはそもそも全く違うわけでございますから、これは問題がないわけでございます。また、コストの問題につきましては、先ほどお話しがございましたが、先ほど費用対効果の質疑をさせていただきましたが、コストを十分に上回る成果というものも期待できるわけでございます。したがって、一般的に言う韓国のケースは日本のケースと混同することはなく、切り離して議論する方がはつきりしているのではないかと、このように私は思います。

さてそこで、今この住民基本台帳法の一部を改正する法律案である問題になっている点は、大きく二つあるんだらうと私は思うんです。その懸念の一つは、やはり、この情報をオール日本で管理することによって、プライバシーと申しますか、そういう情報の保護というものが確実になされるのかという懸念、これは自治省の説明によりまして、セキュリティの問題につきましても相当いろいろ、二重三重と考えておられるようにございますが、そういった懸念が一つあるということ。

限っております。また、本人確認情報の提供先及び利用目的につきましては、明確に法律で定めるといふことにはいたしております。また、本人確認情報を取り扱う関係者に対しては、安全確保措置及び秘密保持の義務づけを行っております。さらに、本人確認情報を目的外に利用することを禁止しておるといふ措置を講ずることといたしております。

また、システム面の措置、セキュリティ対策といたしましては、専用回線を用いた個人情報情報の送信といたしまして、それからまた送信情報は暗号化することといたしていること、それからコンピュータ及び操作者のパスワードなどによりまして厳重な認証を行うことといたしているなどの措置を講じているところでございます。

このように制度面、システム面のいずれにおいても、厳重に個人情報保護を確保することといたしております。

また、総背番号制の議論につきましては、これまでもお話しがございましたが、個人情報保護情報につきましては四情報プラス住民票コードと付随情報に限っている、しかもそのコードのもとにあらゆる情報を集めて管理するというシステムではないというシステムでございます。そういう背番号制とは全く違うものであるということといたしております。

○鶴淵委員 私どもの小さな自治体ではございますが、冒頭申し上げましたとおり、コンピュータのデータベースシステムは日本で三番目のシステムを講じて私どももやっております。そういう意味では自負をしております。やはり市議会の方からもそこで議論が生まれて、プライバシーの保護、そういった情報の保護が必要である、こういうこととございまして、私どもも平成五年にそういった保護条例を制定しております。五十六年ですけれども、もうかれこれ、相当長く二十数年たっておりますが、私どものところでは一件もトラブルは起きませんし、そういった情報の盗用もないというぐあいにはきょう電話で伺ったところでございませ

ます。制度面におきましては、一つは、民間部門での住民票コードの利用を禁止いたして公的部門に

審議というところで、実は大臣の日程に合わせて、いろいろ段取りになったわけでありまして、これまた日切れ法案等々もございまして、本地方委員会、私は理事でありますから、時間設定なり日取り設定の当事者でありますから、私自身は強固な意見がないわけでありまして、各党の委員、今度も夜か、何でもこんな遅くまでやるんだという御意見を恐らく皆さんお持ちの中で、やはり各委員、予算に間に合わせぬといかぬ、そういういろいろな議論でおつき合いをいただいていたと思うんですね。

きょうの日程も、住民基本台帳は重要な法案だ、やはり国会で慎重審議で十分その問題点を明らかにしなきゃならぬという論理の中で、きょうも実は変則でございまして、午前中、午後に分かれていて、私は、理事会で申し上げてきたまいたけれども、他の委員会にこの地方行政委員会が従属したというか、ほかの委員会が主であって、あと都合のつくときに委員は集まれ、そのときに審議をし、それに近いような形で来たと思うんですね。

きょうはそれをあえてのんで、午後もやろうと来たところが、私が一番心配しておりました、大臣が、実は前の委員会が延びた、こういうことで、これは大臣が悪いとは私は思わないんです、やはりこういうことでは非常にまずいと思ひます。

しかも、この住基法は、マスコミなり国民から見ても非常に重要な法案だ、奥が深い、それから見えざる部分もある。マスコミの論調も、国会がこれを慎重に、十分徹底審議をして、本日に国民が安心できる形を示してくれ、それが国会の責務だ、こういう論調で来ておられるわけですね。私はそこだと思っております。それが何かガイドラインの委員会がどうだ、予算委員会がどうだ、せかせかとせき立てられるような形で細切れにやるといふことはおかししいし、地方行政委員会をまず自治大臣が一番主とされるはずでございまして、ところが、残念ながら、ガイドラインというもう一つの

大問題があつて、こうなっております。私は、この点につきましては、各委員おられます、理事もおられますが、やはり今後の委員会運営については、この法案の重要性から考えて、本当に、もっと真剣にぜひ考えていただかなきゃならぬといふことをまず冒頭にぜひお願いをし、申し上げたいと思ひます。委員長も、ぜひこの点、せかせかと、あいたときに、夜でもいいじゃないかという論理は今後本当にやめていただかなきゃならぬといふことをまさに教えてくれたこの十分間であつたような気がいたします。それはぜひ御理解をいただきたいと思ひます。今後、理事会等でもその旨確認をさせていただきますと思ひます。

この点は、だから私はこうなるんじゃないかというふうなことを、危険性を申し上げておたわけてございまして、私はそれをのんだ方ですから余り強い不快感は言えないんでしゅけれども、後ろにおられる皆さん方は、もっと強い、何だ、理事会でどんな議論をしたんだ、古賀一成は何でなんだと、私おしかりを受けそうの方がたくさんおられますが、そういうことでございまして、それで、住民基本台帳の審議がいよいよ始まりまして、この問題について、きょうは、かねてよりずっと理事会等でも申し上げておりましたけれども、大変な法案だ、これについてはやはり慎重な、審議の仕方といひますが、そういうものをこの冒頭にしっかりと確認してやるべき法律だと思ひます。

これは、ほかの法律のように、大体同じようなやり方でその一部を改正する、予算をふやす、減らすが、あるいは一定の行政基準を定める、それは何かでございましてかという法律とは違つて、何せコンピュータとかいふものが絡んでくる、それが世界と全同ネットと絡んでくる。そして、この世界というものが、本当に先が見えないといふか、複雑なる、生々発展していく途上にあるコンピュータの、サイバーの世界でございまして、そこら辺に実は大きな疑問がある。

これは、自治省が決つてコンピュータの世界に詳しいとは私は思つておりません。国会でも一回質問をいたしました。そして、これは超専門家であつたつてわからないという世界もあるわけでありまして、こういう問題がありますし、そういう面でも参考人も招致する、本当の専門家と言われる人ですらこういうネットワークの危険性をどう思つているか、こういうこともしっかりと把握しながら、国民の皆さんにこうですと言つた上でこの審議をトータルに判断して、これはゴーなのか、ストップなのかといふことを判断すべき事柄だと思ひます。

きょうは冒頭に、私はこの審議の仕方というところについてお願いもし、要求もしますとも、この法案の奥深さといふものを私なりに、各行政府といひますが、自治省もそうでありますけれども、委員の皆さんにも御理解をいただきたい、こゝろ思ひます。

それで、これは質問通告しておりませんけれども、ちよつと前提として、大臣はコンピュータを自分でやりになりますか、あるいはインターネットを自分でやられたことがあるか、お聞かせいただきたいと思ひます。

野田(毅)國務大臣 自分はパソコンのキーをたたくといふことは、この程度はありますけれども、大体はありせん。ただし、今から二十年前から、IBMが十六キロビットを開発する。当時、昭和五十年代の頃のころでございまして、日本はまだ四キロビット時代。このままでは日本は大変だ、これから情報化時代に際してこれら一番大きな勝負を決することになりかねないといふので、国会議員の中で情報産業振興議員連盟といふものがございまして、私も、長い間その中で、事務局長なり幹事長なり、そんな中で、この世界を育成していくために、予算、税制、財投、いろいろな面からバックアップをしていかなきゃならぬといふことで奔走してきた一人でございまして。

古賀(一)委員 もう大臣の指先の動かし方で、

インターネットはやっておられないということがすぐわかりました。

それは、これも通告しておりませんけれども、鈴木行政局長、今と同じ質問ですが、コンピュータのいわゆるソフト操作、あるいはインターネットを當日ごちやつておられるかどうか。これも前提として、ぜひお聞きしたいと思ひます。

鈴木(正)政府委員 私は、パソコンをいじつたり、庁内の電子メールを見るときは程度でございまして。

古賀(一)委員 こう聞く私も、実はコンピュータは全然得意じゃございせん。しかしながら、私、もちろんコンピュータを自分のパーソナル用といふことで買って、もう一年以上たつたけれども、本格的にはある目的でやろうといふことで、この半年間、本当は暇はないんですけれども、ちよちよこちよこやり始めました。

これは本当に恐るべき世界でございまして、私もソフトのプロと、ともにいろいろやつたりする時間も見つけますけれども、これは私はいわゆる情報化推進議員といひますが、そういう発想でのサポートの話と、やはりコンピュータという世界は、自分でやつてみて、やらないとわからない部分が多々ございまして。例えば十六キロビットの話、あれからメモリーは、今もう六十四とか百二十八とか、いろいろ、どんどんふえていきます。後ほど申し上げます二〇〇〇年問題も、まさに発端はメモリーの小ささにあつたと思ひますが、本当に恐るべきスピードで変わつてきておる。そこがこの制度が入るといふことで、私はびっくりと、自治省は、局長もそうでございまして、恐らく担当課長さんも、周りにはおられるかもしませんが、恐らく、もっと奥深い、ハッカーの世界といふか、そういうところというのは十分検討されていないと私は思つておるんです。検討されておるならば、今度参考人の招致をした中で、あるいはデータをいただいでいた中で、資料をいただいで

た中で、自治省のレジューメに大丈夫ですと書いてある、法律上は罰則があります、こういう中止勧告があります、こう書いてあったって、これはコンピュータをやっている人間とは別次元の世界でありまして、懲役刑が何年であったって、これは全然適当な世界なわけですね。

そういう面でも、とりわけコンピュータが入ってくるというところで、極めて慎重な専門的な科学的な分析を、これは国会が、当委員会がわからないうらわらないで、参考人招致等を踏まえて、しっかりやっていかなければならぬということになります。申し上げたいと思います。

きょう冒頭、自由民主党の方からお二人の議員の御質問がありました。確かに任基法の一点を指しておられると思います。つまり、光の部分でございまして、こんなに便利になるといってお話でございまして、どちらかというところで行けドンドンみたいな感じに受けとめなければいけません、任基法のいい面はもちろんですけれども、いわゆる影の部分ですね、光があれば影がある。

先ほどは、任基法のシステムを使って将来はほとんど拡大しようというトーンが私の質問の以前までずっと続いてきたわけですが、私は、国会でございまして、与野党一致結束して、やはりこの行政システムの影の部分というものを、国会が、国民の代表である者がしっかりと見るといふ姿勢はぜひ強固しなければならぬと思います。とりわけ野党の我々はその責務を担っておると思えますので、今後、私は長い慎重な審議になると確信をしておりますけれども、そういったトーンで影の部分をしつかりと指摘し、やるのが我々国会の責務だ、こういう姿勢で我々はやっていきますので、この点、御理解をいただきたいと思えます。

それで、まず質問でございしますが、この法案は、私は大要ガイドラインに負けないぐらいの、案外重要な意味を持つ法案ではないか、かようにも思っております、今まで申し上げましたけれども、任基法の審議のあり方について極めて慎重

なる審議というものが、国民に納得していただくまで大前提だと思えます。大臣として、この国会における、今大体申し上げましたけれども、そういう慎重審議ということについて、提案をされた大臣としてどう御所見をお持ちかをお聞かせ願いたいと思えます。

○野田(総)國務大臣 内容において十分いろいろな角度から御検討をいただいで、そして、どうぞ深みのある議論をしていただきたいと思っております。その上で、できるだけ早くこの法案が成立できますように、心からお願いを申し上げます。

特に、私は先ほど来、いろいろ二十年前からのかがわりを申し上げてきました。それから午前中の滝委員、新藤委員のお話もございました。明治維新を考えてみましても、やはり日本がなぜアジアの中で早く近代化ができたか、ある意味では、産業革命の成果を日本が早く受け入れたという背景があったと思うのです。

そういう意味で、今日、本当に世界的な規模で高度情報通信、言うならデジタル革命とも言われております。一刻も早くアナログの世界からそういう中に、我々自身が進取の気性を持って対応していく。そういう中にある種の民族のエネルギーが出てくるし、そしてこれからの大きなペイタリティーを発生していく大きな原動力になり得るのではないかと。そういうアジアにおける対応、欧米における対応を考えると、非常に私は危機感を感じております。このままでは本当にいいのかと。

もちろん、いばかりではない、御指摘のとおり光の反面、影の部分はあるだろう。しかし、その影はどのくらいものなのか、その影を極力短くするにはどういう工夫をすればいいか、むしろ議論はどちらの方に重点を置いていたか、むしろ議論はどちらの方に重点を置くことにちゅうちょがあつてはならないというふうに私は思っております。よろしくお願いを申し上げます。

○古賀(一)委員 このコンピュータライゼーションという点について、私は、かつてこの委員会

でも質問しまして、やはり地方行政の中でいろいろな地域医療とか、そういう分野でもっと自治省を検討したらいいのではないかと、こういう質問をいたしました。

任基法の方も、もちろんコンピュータライゼーションにかかわるのですが、これは国民の情報を今度いよいよ管理しようという、その分野でのあれなものですから、私は、むしろコンピュータライゼーション全体というのは、経済活性化、社会活性化、あるいは次の日本社会がパーソナルアップしていく、そのステップとして非常に重要だと思えますけれども、任基法そのものが、そういう国民情報を国が統一的に管理するというところで、私は慎重な審議が必要だと思えます。

それで、これは長くは質問をしません。これをやるとそれだけで何十時間かかるかわかりませんが、質問はせんが、私自身の考えを申し上げます。

まず、この法案については、基本論点をカテゴリーにしっかりと分けて、あれもこれも飛び飛びに各党がやるというよりも、重要な論点についてはやはり集中的にきちんきちんと審議をしていく。これが余りにも技術的に過ぎてわからないということであれば、参考人を呼ぶ、あるいは資料の提出をいただくというふうなことで、一つ一つの論点をしっかりと確認して、これなら安全だ、これは不十分だ、そういう審議をしなければならぬ性格の法律だと私は思っています。

それで、基本論点のカテゴリーというものが幾つあるかといえます、たくさんあるのですが、私は、まず、きょうがその日かもしれないませんが、総合的に、この制度のシステムを鳥瞰的にやはりしっかりと把握するという作業が一つ必要だろうと思っております。

二番目に、財政問題、とりわけ費用対効果の問題、いわゆるコスト・ベネフィット論でございまして、これも詳しくは申し上げませんが、初期費用に四百億、年間経費が二百億、そして便益が

二百数十億というふうな、いわゆる自治省データがひとり歩きしておりますけれども、これの背後にある、では、中央センターは地震対策のためにもう一つつくるのかつからないのか、あるいはICカードは大体このコストに入っているのか、それは単価は幾らなのかというふうな話もやはり細かく精査をしていくべきだと私は思っています。つまり、財政問題あるいは費用対効果の問題が、二番目の問題としてあるだろうと思っております。

三番目に、きょう大分話題になりました、いわゆるこのシステムが今後どういふふうにかつていくかという論点でございまして、納税者番号、あるいは、きょうは社会保険庁の方もお見えで御意見がございました。後ほど申し上げますが、死亡通知のときには住民基本台帳システムも使いたいというふうな感じもございました、いわゆる、これが今後ほかの行政に広がっていくというところは、きょうの質疑のやりとりではつきりしたと私は思うのです。それならば、それを前提として、この制度をどう組み立てるべきかという議論が三番目にあるだろうと思っております。

それから、問題のその次が、コンピュータシステムの信頼性であります。あるいはネットワーク化される問題点であります。とりわけ、中央センターを設けるということになつておりました、一億二千五百万人の四情報データベースがこの中央センターに全部入るといふことになりました。市町村がばらばらであればハッカー問題というものは軽いわけでありまして、中央センターで全部これを吸い上げるといふことになると、ネットワーク化の問題点及びシステムの信頼性というものが問題になるだろう。これもしっかりと、技術者の意見、専門家の意見を聞いて検証しなければならぬと思っております。

次が、これが大きい問題でございまして、ICカードの可能性とその問題点でございまして、先ほど、これをもっとふやせ、もっと用途を広げろという議論が自民党から出たわけでありまして、このICカードは幾らかかるのか、こ

それが広がっていったときに、法律の建前とは別に、ほとんどの便利なデータをどんだん入れさせられて、国民が全部、実質上はカードを持たざるを得ないのではないか。

きょう、政府委員の方はみんな、国会議員以外は全部、名札を今月から下げることになった。そうでありませうけれども、あれに八千字のICメモリーが入っておると思うとちょっと私もぞっとするんですね。そういうふうに見えるんですけども、それは入っていないでしよう。でも、何でも、外に出るときはああいうカードを持って、あそこその人の個人情報が入っているというふうにも見えるものだから、そういうICカードの問題提起については、これはしっかりと検証しなきゃならぬと思います。

それから、それに関連しまして、個人のプライバシーの保護と情報公開の問題でありまして、法律ではこう書いてある、罰則がありますよといったって、実は名寄せ屋さんというのがおるんですね。それから名寄せ屋さんというのがおるんですね。いわゆる実態上は法律の建前とは別に、こういう経済の世界、コンピュータの世界というのはほとんど動いていくわけです。実はそういう問題もしっかりと議論しなきゃならぬ。あと、行革と地方分権の関連があります。

八番目に、きょうは韓国の例が出ましたけれども、スウェーデンあるいはアメリカ、そういう先進国に、あるいは先行国に学ぶということで、やはりこれは一つの重要なカテゴリーとしてやるべきだと私は思います。ことごとくそういうふうな、この問題は幅が広いということ、参考人の招致とともに、地方公聴会、あるいは、ことしは地方行政委員会は三年に一回の外国調査の年でもございまして、私は、ぜひこれはこの地方行政委員会のメンバーで衆議院の正規の調査団として行くことを真剣に考えなきゃならぬと思います。予算を追加してでもと言われるが、予算はもうついておられますので、そういうことも含めて、今後、この審議を慎重にかつ

深みある、今深みあるというお話がございましたけれども、しなきゃならぬと思っております。これは私の考えとして、ぜひこの委員会の正式の場で申し上げて、この質問を終わります。

二番目でございます。時間がございませぬので急ぎますが、局長に御質問を申し上げます。この制度に対する論議が同論に分かれておるわけでありませう。マスコミもそうであらうし、国民もそうでありませう。我が党内にもいろいろな意見がまだございませう。これはやはり、いろいろな思惑が背後にあるだろうという思いが一つあるんですね。当面は住民票の交付が便利になる、こういう論議だけでも、こんな便利なシステムを将来はっておくはずがないという、とりわけ、納税者番号という論議があるわけでありまして、これは正直に国民にあるいは国会に、こういう議論の経緯の中で、これは将来やりませうとはっきり言った上で、私は出さなければならぬんじゃないかと思っております。

それで、これまでの関係機関の検討経緯がいろいろございませう。私はここできょうはもう詳しくは聞きませんが、検討経緯と目的というものの概要を、簡単にいいですから、教えていただきたい。

これについては、地方自治情報センター、これが検討してきた経緯がありますし、AID付番・登録方法検討会というのがある、メモリーをつけたときにどういふ情報を何番目につけるかというような検討をしているんですね。政府部内では、医療関係はここにしよう、じゃ個人情報情報はこうしよう、学歴関係は何番にと、それは統一しておかないと共通化になりませぬから。そういうふうな、AID付番・登録方法検討会というのでも政府部内で行った経緯がある。それから、通産省系で、ニューメディア開発協会というものが、いわゆるカード産業を進展させるといふような思いもあるかもしれませぬが、関係省庁ともちやよって来た経緯がある。それから、税務等行政分野における共通番号制

度に関する関係省庁連絡検討会議というのでもやられた経緯がある。いわゆる行政分野による共通番号制度、つまり、納番であるとか、電子投票かもしれませぬし、あと、いろいろな行政を一本の番号でやろうという検討が内閣内政審議室を中心に行われた経緯がある。

それから、これは表に出ておりますけれども、自治省の住民記録システムのネットワーク構築に関する研究会、平成八年三月に最終報告されました、これもまた、それから、住民基本台帳ネットワークシステム懇談会も自治省で行われた、これも知っております。

こういって一通の背後にある検討経緯というものを、きょうはイントロでありますから簡単に結構でございますけれども、今後、政府がどういふ検討をされたかをつぶさに我々は知る必要があると思っておりますので、それを申し上げたいと思っております。概要はいかがでございますか。

〔委員長退席、山本(公)委員長代理着席〕
鈴木(正)政府委員 これまでの政府部内あるいは諸団体での研究会の検討状況といったことのお尋ねでございますが、簡単にいうことで要旨を申し上げますが、まず、地方自治情報センターで、地域カードシステムということ、これは目的は、高度な安全性と大きな記憶容量を持つICカードを活用して住民福祉あるいは地域保健及び住民の窓口サービスの向上を図るといふ目的で、平成二年度から、ICカードの発行方法、プライバシー保護対策、セキュリティ対策などについての標準的なモデルシステムを開発するために、学識経験者で構成する検討会においてシステムのあり方について検討を行った。

その実情に即したシステムを開発している、こういうことでございます。

それから、ICカードアプリケーション識別子付番・登録方法検討会、これはAIDの付番・登録方法検討会でございます。官民合同の検討会と承知しておりますが、ICカードを地域、多目的に利用するに当たり、ICカード内の個別のアプリケーションファイルにつけられているアプリケーション識別子、AIDにつきまして、異なる業務サービスで同一のものが存在すると、誤って他の業務にアクセスしてしまうといった混乱を避けるためのルールづくりを検討するということが目的でございます。これは、平成十年に三回ほど開催されて、アプリケーション識別子、AIDの付番・登録方法などについて議論されたというふう承知をしております。

それから、ニューメディア開発協会、財団法人でございますが、各地域で発行されたICカードを地域の枠を超えた広域で相互利用するということを目的として、ICカードのアクセス方式の標準ソフトを開発しているというものと承知をしております。

それから、税務等行政分野における共通番号制度に関する関係省庁連絡検討会でございますが、これは、税制調査会の平成元年度の税制改革に関する答申などを踏まえまして、税務及び税務以外の行政分野、ここにおいて共通に利用し得る番号制度について関係省庁が共同して総合的な検討を行うという目的でございます。平成元年から平成八年まで二十二回にわたる幹事会を初めといたしまして、二十七回の会合を開催いたしました。納税者番号の検討状況、あるいは共通番号と個人情報保護法などについて議論がなされているものと承知をいたしております。そこで、住民記録システムのネットワークの構築等に関する研究会、私どものネットワークに関する研究会でございますが、その目的は、住民基本台帳制度の果たしている役割を踏まえて、今

後の高度情報化社会や高齢社会、地方分権の流れに対応していくとともに、全国的な住民の移動や交流が一般化している状況のもとで、住民サービスの実質向上と行政の簡素効率化を図るために、住民基本台帳を基礎とした、市町村や都道府県の区域を超えて本人確認のためのネットワークシステムの構築について調査研究するという目的でございます。

平成六年度及び七年度の二カ年度にわたって検討を実施し、平成六年度末にその中間報告を発表いたしました。平成七年度におきましては、その中間報告に対する各方面の御意見というものも参考にしたが、また船橋市における住民基本台帳電算システムの実態調査、あるいは大蔵省及び社会保険庁からの説明聴取などを含みます合計十二回の会合を開催、個人情報保護措置、ネットワークシステムの利用分野、その他の諸課題について審議検討ということで、平成七年度末にはこれを踏まえて最終報告を取りまとめ、公表されてい

る。それから、懇談会でございますが、これは自治大臣主宰の懇談会でございまして、経済界、労働界、消費者、報道関係者、地方公共団体等各界の代表者または法律等の諸制度に係る学識経験者の方から住民基本台帳ネットワークシステムのあり方等についてさまざまな御意見を承りまして、制度全般についての検討を深めるといことが目的でございます。平成八年に三回開催いたしました。システム関係、利用分野、それから個人情報保護対策、制度全般に關しましてフリートリーキングを行いました。さまざまな観点から幅広い御意見をいただきました。八年の十二月にその意見の概要を取りまとめ公表いたしました。

以上でございます。

○古賀(一)委員 きょうは概要だけ口頭でお聞きしたわけでありませうけれども、これは、この制度の構築の是非あるいは今後の生々発展のためにやはりぜひ参考になりたい資料でございますので、委

員会の資料として委員の方にお配りいただくという資料要求を私はお願い申し上げたいと思っております。いかがでございますか。

○山本(公)委員長代理 理事会において協議します。

○古賀(一)委員 理事会以前に、行政府としてこれは別に問題は全然ないと思っておりますが、もめれば理事会かもしれませぬけれども、政府として、ぜひ提出を求めますけれども、いかがでございますでしょうか。

○鈴木(正)政府委員 資料の提出につきましては、可能な範囲内で対応させていただきますと考えております。

○古賀(一)委員 これはそれが可能かやっておりますら時間がかりますので、要するに、そういう趣旨はしっかり述べましたので、ぜひ対応をお願いいたします。

それで、今イントロの途中でございまして、この住基法を出されたときに、自治省の説明が、先ほど言いましたように東京の人が新潟に行っても住民票がとれる、こういう説明が前面に出ておりました。むしろこういう説明をやるか後者に何かもつとあるはずだと思つたので、何か合点がいかないと思つておりましたところ、きょう、与党の質問という形で、私はなると思つたわけですが、明らかに将来、このシステムというものは、ほかの行政分野に、今の法で予定されている分野以外に、いろいろなところが、便利だ、これも使おうというふうな用途が拡大することは間違いないと思つておりました。それはまた大臣もそうですね、積極的な姿勢を示されましたから、そうなると思つたわけで、このシステムを単に四情報を確認するといつただけではなくて、カードの話も出ましたけれども、随意と言われておりますけれども、あのICカードもシステムの一部分に組み込まれて、申請で交付しますよという話になっておるんですが、きょうの前半の議論だけでも、このICカードも、これは便利だ、この情報も入れるべき

だといふふうに絶対なつていくと私はきょう思いました。

そうしますと、きょう皆さんがぶら下げてある名札のように、要するに全部結局持たざるを得ないといふことに流れ行くんじゃないかというのをきょうの質疑を聞いて私は確信したわけでありませうけれども、それならそれでその是非を問わなきゃならぬし、その場合に、法律としてこれで万全か、もつと別の仕組みを付加しないとまずいんじゃないかという議論はしなきゃならぬと私は思つておりました。だから、住民票を他地域でもとれる、あるいはほかの行政機関が個人の情報確認のために本人が添付しなくても済むというだけの論理ではなくて、もつと背後に何かがあると思わざるを得ない。

そこで、私は、一言で言うならば、この巨大な国民情報統合システムの本当のねらいは何ぞすかといふように、はつきりと、まず大臣に、責任ある立場の大臣にこの段階の方針を表明していただきたい、かように存する次第であります。いかがでございますか。

○野田(毅)国務大臣 巨大なる国民情報統合システムという表現があつたんですが、どういふものなのかはちよつと私もイメージできなくて、共産主義だといふやうなイメージですが、それなら共産党は賛成するんだらうと思つておりました。

私は、率直に言つて、先ほど来いろいろ申し上げましたけれども、ある意味で大きなデジタル革命といふ中で、午前のいろいろな議論のやりとりを本心に真摯に受けとめました。そういう意味で、この大きなデジタル革命、高度情報通信社会が進行していく、急速で世界的規模の中で進行していく、そういう中で、日本だけが遅延せしめられて、本心にそのままでいいんだらうか。

しかし、一方で、先ほど来御指摘もありませんし午前も御指摘があつたんですが、やはり個人情報といふものをどうやってあちらこちらに漏えいしたりそういうことにならないようにするか。

るいは、そういう意味で、今回スタートすることだから、万々が一にもそういうことのないようにな、一つの、すべて法律できちんと決める、無制限に利用分野が広がっていくことにはならない、言うなら法律的歯どめといふものは現にあるわけでは、これを拡大しようとするわけでは法的措置を講じなければできない。その法的措置そのものさへ不安だといふのなら、それは議会そのもののみずから権能を否定するということにつながるわけでありませう。

そういう点で、国会がその見識においてこれにどう対応するかということが私は問われていることではないか、そのように思つておりました。

したがって、これはいろいろこの後議論を進めていけばおわかりいただけることだと思つておりましたが、システムの側面においても、制度的な側面においても、両面において、いろいろ影とおつしやる、そういうような御懸念がないような形を本心に最大限講じてきていることである、私はそう信じております。

○古賀(一)委員 いや、私はもちろん光の部分もあることは重々承知でございますが、先ほど申しましたように、光の部分は行政府の方から一生懸命説得されるでしょう、説明もされるでしょう、議会はその影の部分をやはりしつかりチェックする、そこに任務がある、こう思つておりました、そういう趣旨から、今後国会内で、委員会でも十分な審議をしようという趣旨でございます。

それで次に、私はプライバシーの保護の関連を聞きたいわけでございますが、このシステム、とりわけICカードは、大臣が今おっしゃつたのは、他の行政機関が本人確認のために使う分野、これは確かに法律で決まっておりますから国会のいわゆるチェックがきく、それはわかります。しかしながら、今度は一方で、カードの交付があるのです。そこに八千字のメモリーがくつついておる。メモリーなんといふのは恐るべきスピードで安くなるしでかくなる、そういう分野でございます、これが将来は、あと五年もすれば八千ど

ころか、まあ十万字でも何百万字でも入るメモリ、そういうのもう実際にあるわけですよ。

この前新聞を見ておりましたら、コンピュータは何ギガというのがたくさんありますけれども、一ギガバイトというのは十億ですよ、それが何と、もう五年間に実用化されるメモリというのは、一平方センチ当たり記憶量、現在の四十倍の四十ギガ。たった一センチですよ、実はそういう技術がもうできていくわけですね。だから、四百億というメモリがたった一センチのチップに入る。この十年間で恐らく一バイト当たりのメモリーの単価というのは千分の一ぐらいになっていくんですね。今でもそのスピードなんです。私が最初買ったコンピュータ、一年たったコンピュータ、性能は今の方がはるかに立派で、ハードディスクのメモリーの容量が全然違う、値段は前の何分の一、こういう世界なんですから、私は、このICカードのチップというのは八千字じゃ済まないと思うし、便利だからこそふえていくと思うのですよ。そうなると思わざるを得ない。

こうなってきたときに、実は、先ほど流委員の質問に対して、大臣は、本制度は利用範囲が将来拡大する可能性があるというふうな方向で御説明がありましたし、そして情報委員からもやはり、積極活用の要請といたしますか質問に対して、それを受ける形での表明もあつたわけでありまして、そして情報委員の方からは、うちは四情報だ、韓国はそうじゃない、根本的に違うというお話がございましてけれども、これはそのカードを持たざるを得なくなってくることにすると、全く同じになり得る事柄もあると思うのですよ。

今は持っていないから強弱もされない、申告でありませぬけれども、便利になって、全部持たなければ一国民として活動できないようになれば、これはやはり韓国のように、まあ兵役情報まで入れませぬけれども、そうなるわけだろ。そうなる、プライバシー保護法制として行政の情報公開法制、やはりこれが本当に一体として国民に

示されないと国民の理解を得られないんじゃないか、私はかように思うのですよ。

行政側の情報は隠されている。最近起こっていることは、食糧費の問題にしても、まあ金融監督庁の話もあつたし地方自治体もあつた、またあいつの話を聞いた、何だ行政は隠している、こういう事件がずっと続いてきた中で、実は、今行革だ、情報公開法はどうするんだ、あるいは、何でおれのところにこんなダイレクトメールが来るんだという事象が毎日起こっている、そういう中にこの法案が出されるわけでありまして。

この法案を出すに当たって、国民を納得させる、理解を得るためには、やはりプライバシー保護法制、いわゆる行政の情報公開法制と三点セットのしつかりとした総合的な提示というものをしないと、要するにまた統治する側が統治される側の情報を一方的に集めるだけだ、統治される方と統治する方のバランスがこれで正しいのか、私はこういう議論になると思うのです。

この点、プライバシー保護法制及び行政の情報公開法制の一体整備、これをセットでやるべきだと私は思いますが、大臣の所見をお伺いいたします。

○野田(総務大臣) この住民基本台帳ネットワークシステムというのにおきましては、民間部門を本人確認情報の提供先とはしないというのといたしておりまして、本人確認情報の流出を防止するための厳重な措置が講じられておるわけですよ。また、住民票コードの民間利用も禁止をすることにいたしました。このように、本人確認情報の民間利用を禁止する制度的な措置がなされておるわけでありまして、このシステムの構築に当たって、その前提として、民間部門を含めた包括的なプライバシーの保護法制が必要となるものではないというふうな考えをしております。

なお、民間部門を含めた包括的なプライバシーの保護法制ということについては、この法案とは別途、その制定に向けて議論、真剣な検討が進められなければならないことであるという点は、私

もそのように存じております。さらに、具体的な個人情報保護の措置が講じられた住民基本台帳ネットワークシステムの構築によって、プライバシー保護のあり方についての認識が一層深まってくるというふうな認識をいたしております。

なお、午前の議論でもございましたが、いわゆるダイレクトメールや何か住所等のリストが流れて、そして本人の知らない間にそういうダイレクトメールが送られてくるというふうなことは、私は、午前のお話、議論を聞いておりますと、それは今回のこの住民基本台帳ネットワークシステムという形がきつとできれば、逆にそういうことは少なくなるのではないかと、そういうふうな話も伺いまして、なるほどそういう視点もあるというふうな考えをしております。

また、改正法案におきましては、自己に係る情報の開示請求を認めるということにいたしました。その前提として、行政の情報公開法制を改めて整備する必要があるのではないかと考えております。

○古賀(一)委員 今の大臣の御答弁を聞いておりました、あるいは先ほどの各委員の御質問を聞いておりました私が感じておつたことは、自治省の方は、あるいは政府の方は、プライバシー保護法制はまずおいて、この住基法の法体系の中で十分なるプライバシー保護の手だてを打つていくという認識のように聞こえるのです。ただ、この条文上はそうかもしれないのです。ただ、この問題は、先ほど言いましたように、法律で罰則を強化したとか、あるいはよくある行政の手続を打つたって、それとは全く無関係、何と、このように、まず理念上違つたところ、これが漏れていくというところの問題があるのです。その典型がハッカーだと思つたのです。

県庁のコンピュータの奥まで簡単に侵入できるといふ話も聞きましたし、この前うちの葉山議員の方から本会議でも申し上げましたように、国防総省に対するハッカーのおびただしいアタック

がある。そして、ことしの四月三日に新聞で載っていましたけれども、メリッサというのですか、メリッサという名前のコンピュータウイルスをばらまいた男がアメリカで捕まったという話も出ていました。強烈的なコンピュータウイルスだったそうでございますが、こういうのがもうあちこちに伝播し、あるいはハッカーがアタックし、こういうところは、だれがやったかというの

はなかなかわからないのです。そこは法制上の、建前上の罰則でこれだけ強化しましたというのじゃなしに、システムとして実質上これが防げるといふ保障というものを、私は、今後、参考人か何かではつきりとさせていた

だきたいと思つております。もうこれ以上きょうは申し上げません。

それで、次に、先ほどから言つておりますけれども、いわゆるコストの問題でございます。行政改革、いわゆる財政再建がずっと政府の大

きい問題になってきておりました、今国会で、その流れをくみまして中央省庁の再編であるやに聞いておりますが、そうしたときのこの住基法でございます。初期投資に四百億の投資が必要であるという話も聞いておりますが、やはりこういう時期だけに、最少費用、最大効果という説明が不可欠であると思つております。これについて、結論の数字だけは聞いておりますし、ひとり歩きをしていくように思つております。実際のところ、これについても十分な検証をすることが私は必要だ

ろうと思つております。それがこのシステムのまた安全性あるいは十分性を検証することにもなるだろうと思つております。

この検証について、まずきょうは概略で結構でございますが、四百億です、二百何十億ですというふうな聞いた話は結構なんです、どういふ分析といふんですか、どういふ前提条件でこれを検証されたのか。大まかで結構でございますが、お示しの上、これについては、私は、今までいただいた以上の詳細なる資料の提示を求めたいと思つております。お願いいたします。

〔山本(公)委員長代理退席 委員長着席〕

○鈴木(正)政府委員 このシステムの導入費用につぎましては、基本的な導入経費として、四つほどポイントがございます。一つはシステムの基本設計費、またコンピュータの設置工事費、ネットワークシステムのテスト経費、既存の住基データを移行するための経費、こんな主な項目で約四百億円を基本的な導入経費として見込んでおります。それから、システムの年間経費につぎましては、コンピュータのリース料、維持費でございますが、それと電気通信回線の使用料、これが主でございます。約二百億円を見込んでおります。

導入によるメリットの方でございますが、システムの導入に伴う行政側の職員あるいは住民の方の節減時間とそれに対応する時間当たりの標準的な人件費などを用いまして、数値化可能なものについて一定の仮定のもとで計算した場合、行政サイドの要素としては、転入手続の簡素化による手続時間の省略、それから住民基本台帳事務の合理化、簡素化、それから三点目が、住民票の写しの交付が省略されますので、窓口業務の簡素化、それからカードシステムを採用しますので、そのカード経費及び開業経費の節約、こういった要素の積算によりまして、約二百四十億円を見込んでおります。

住民サイドのメリットといたしましては、転入手続の簡素化による手続時間の省略、また住民票の写しの広域交付によりまして手続時間の省略、それから住民票の写しの交付が省略されますので、そういうものによる手続時間の省略などの積算によりまして、約二百七十億円を見込んでおります。

なお、これらの資料につきましては、後日提出させていただきますと思っております。

○古賀(一)委員 今の説明ですと、ただ、中央センターの設立といいますが、そういったものが入っているのか、都道府県センターはどうなのか、それからカードも、当然これは国民に金を出

して買えと言ったって、私はやらないのじゃないかと思うのですが、これはカードは無料なのか。これが一千枚、五万枚なんということになるれば膨大な費用になると思うのでありますけれども、カードが入っているのか、費用のところでは、中央センターがどうであるのか、費用のところでは、これだけかと思っております。

○鈴木(正)政府委員 全国センターの関係経費につぎましては、これは維持管理費にも入っておりますし、また、そのテスト経費と基本的な導入経費の四百億円も入っております。

それから、カードにつきましては、カードのハードにつきましては入っておりますし、基本的にカードそのものはそれに見合う手数料でいただきますので、開業経費の節減分をメリットとして考えております。

○古賀(一)委員 これは資料を要求いたしましたので、誠実な対応をお願いしますが、見込まれるカードの単価もちょっと頭に特記して、大体どの程度のものだろうかと思っておりますので、私は関心が高まっておりますので、それもあわせてお願いいたします。

それで、次に移りたいと思っておりますが、これについて論議が一つある分野が、先ほども申し上げましたけれども、いわゆる納番でございます。納税者番号への拡大の問題でございます。今回はい

わば納税者番号の結論を見ずにはこの住民基本台帳法のシステムが法案化される、こうなるわけですが、端的に申し上げまして、納税者番号への拡大というものはお考えになっておられるのか否か、御質問をいたします。これは、大蔵省及び内政審議室が今まで検討してきた経緯があると思っております。

後、政府税制調査会の総会におきましても鋭意検討が進められているところでございます。

この納税者番号制度の目的につきましては、適正公平な所得課税、資産課税の実現、あるいは税務行政の機械化、効率化等の観点から議論が行われているところでございます。それで、納税者番号制度をめぐって環境につきましては、最近、各種カードの普及に伴います番号利用の一般化、あるいは金融システム改革に伴います資料情報制度の充実の要請などの変化が見られるところでございまして、このような環境変化を踏まえまして、納税者番号制度に關しましては、国民の皆様への受けとめ方や考え方を十分酌み取りながら、この制度の目的を初め、プライバシーの問題をどうするか、経済取引への影響、コストと効果等のいろいろな課題につきまして、さらに私どもは議論を深めていく必要があると考えているところでございます。

○古賀(一)委員 今の大蔵省の答で、要するに、もちろん納税者番号というのは重要な大蔵省あるいは政府の課題であるというのが読み取れるし、国民の理解等々が醸成されていくならば、一つ一つつぶしていくならばこれはやるべしだという結論が背後にあると私は読み取るわけでございます。

これは、私は民主主義でございますが、かつて自民党で大騒ぎになったグリーンカードの問題もこれでございます。委員会全体としては、この納番への活用というものがしつかりあり得るというのをやはり考えて、与野党腹にそれを置いてやるべきことを私は申し上げておきたいと思っております。

要するに、衣の下に何かがあるということ、便利な高度情報化社会がある、あるいは便利な生活があるという側面ももちろんありますけれども、私は、納番は納番でこれは必要であります。議論すればいいと思うのであります。その一つの例として、納番への可能性を今聞いたわけでありまして、本当にえたいの知れない、国家管理の社会みたいなイメージで受け取る人もいます、そ

いうことがないようなきちんとした説明をやはり国民にしていく必要があるだろうと思っております。これは今後もう少し深めていきますが、もうきょうは時間がございませんので、これでよしとします。

それから、先ほども一つの例で出ましたけれども、今後いろいろの話がたくさんあると思うので、世界各地で始まっております電子投票、東南アジア諸国でも始まっております。今度のは光の部分で、これは本当におもしろいんじゃないかなという気がいたします。こういう議論をされたのでしようか、例えば電子投票を例にとりまして、投票制度も自治省所管でございます。そういう幅広い多角的な議論をしたのか、その例として電子投票というものもが粗上上がったのか、ひとつ局長にお答えいただきたいと思っております。

○鈴木(正)政府委員 このシステムは、市町村あるいは都道府県の区域を越えた本人確認のためのシステムというものを整備しようというものでございます。主として公的分野を対象としたしておりますので、民間分野には利用しない、それは個人も含めてでございます。

電子投票の場合は個人認証の問題でございますが、先ほど申し上げましたシステムの研究会においては議論がございましたが、制度構築に当たりましては、この分野は、このシステムは民間には利用しないということで組み立てておきますので、直ちにそのまま使えるものとしては制度をつくっております。

○古賀(一)委員 だから、そこがもう本当に衣の下にいろいろなものがあるだろうと我々は思うのです。怖いものもあるだろう、いいものもあるだろう、だから、それを本当にオープンにして、国民の代表でありますこの国会で、これもやれまして、この前提条件ができるならばこれをもう活用します。この前提条件ができてしまえば後はもうどうにか、何でもかんでもいってしまえば後はもうどうにか

に懸念があるわけですが、私はその事例として電子投票について聞きましたけれども、これについては今考えていないということで、あとはもう時間がたつのを待ってくれというふうに聞かれましたけれども、大臣、何か御意見がありそうですか、ぜひ。

○野田(総)国務大臣 午前中からいろいろ申し上げましたが、確かにこのシステムは、御指摘のとおり、いろいろな行政分野についてその利用範囲を拡大していくという事は、それは可能なこととさせていただきます。そして、本人の利便を向上させる、あるいは、さらなる行政コストをダウンさせてより充実した行政サービスを展開する、そういう中で、この時代に合わせた対応をしていこうという事は十分可能なことであります。先ほど御指摘がございましたが、納税者番号云々の話については、やろうと思えばできないはないだろう。しかし、問題は、この法律に基づいて行うことは、これはできないということなのです。

したがって、論理としていろいろな利用範囲のことはあるだろうけれども、実際にそれをやるかやらないかということになれば、しかもやるという事になれば、新たな法措置が必要である。その時点において国会における意思が決めるのである。やはりここがきちんと踏まえてあることでありますから、何かこの法律が通つたらまるで国会の意思とは無関係にするのがあっていくというふうなものではない、そのことをやはりきちんと踏まえて議論しませんと話が混同してしまうのじゃないか、私はそう思います。

○古賀(一)委員 今の大臣の御答弁は、まさにそのとおりでございます。筋論であります。しかし、これはやはりこういう制度を導入するこの当初に、つまりこの国会です、この国会で、やはりいろいろな可能性があると、この国会で、国民なり国会なりでやはり知らしめておかないと、音もなく通つたという事だつたら、やはり三年後、五年後、十年後もこれはすいすいといいくわけです。

そのうちで、システム構築をするこの国会と、いろいろあるいはこの委員会の審議というものは、いろいろな議論があつたということをや、国民に伝わる形でやっておかないと、確かに法律は国会が通さないことには通らぬ、それはもう当然でありませうけれども、事実上は、コンピュータという世界の話であるだけに軽く流れていくのではないかと、それを危惧して、まあちよつと責任を持ち過ぎかもしれないけれども、そう実は私は思つておるわけでございます。

それで、大体時間も迫つてまいりましたが、次に私は、コンピュータに関するもう一点ぜひお聞きしたいことがあるのです。これは新しいコンピュータシステムを、国民情報を統合するということをつくるのですが、その前に、問もなく必ずやってくる二〇〇〇年問題があるわけですね。私も、二〇〇〇年問題はそんなに大した問題じゃないのかと思つておりましたが、なにか、やはり読んでみればなるほど、人の話を聞けば聞くほど、そして、自分でコンピュータを実際やってみて、やはり大変な問題だと思つたのです。これは大げさに言えば、人の命あるいは社会システムの維持にかかわる問題だ。ところが、これは日本政府がしゃかりきにやつていっているというふうな印象を私自身は余り受けない、この前新聞を見ていましたら、台湾のある飛行機会社の社長が何か、あるいは運輸大臣でしたか、あるいは交通大臣でしたか、一九九九年十二月三十一日、大みそかに、飛行機に乗ってハワイに行く、つまり、私が乗っているのだから飛行機は落ちませんということを台湾の国民に示すために乗るといふ新聞記事が載つていました。

これは、本当にコンピュータといえどもこんなノート型かデスクトップ型かと思う人がほとんどでありませうけれども、マイクコンピュータといつて、このくらい小さいコンピュータが、ジャンボ機なんかは何百何千何千と知りませんが、組み込まれておるわけですね。それは全部時計が組み込まれておるから、時計が入っていない

マイコンもあるでしょう、でも、相当部分がいわゆる時間とセットになつた、いわゆる時間が組み込まれたマイクコンピュータが、飛行機にもあるし、炊飯器にもあるし、エレベーターの昇降機のコントロールシステムにもあるし、相当あるのですね。五百億個あるというのです、世界じゅうにマイコンが。

それが結局、コンピュータというのは、先ほだ十六キロバイトの話がありましたけれども、メモリが小さい。だから、一九八五年とか一九九四年と書いていたらメモリを食つちやうという事で、下の六四と書けば一九六四と読むようにソフトをつくつちやうなわけです。ところが、二〇〇〇年が近くなつて、これは二〇〇〇年になつたら下二けたが〇〇になる。そのときコンピュータがどう判断するのだといったら、それは原則一九〇〇年ちよつと読むというのがほとんどコンピュータに組み込まれた時計はそう読むだろう。

そうすると、まあ何話ぐらいいないですよ、何話が一九九九年八月十日生産といつて何に打つたものがラインを流れてくる。二〇〇〇年になつたら、それが一九〇〇年ちよつと、百年前に生産されたものとコンピュータが読んで、要するに古い日付から早く出荷しろと言つたら、きょうできたものがほとんど早く出荷されて古いものが残るとか、そういう問題が山ほど起る、こういう問題のようではございません。

私は、この問題は本場に、世界各国に全体で五百億個もマイコンが存在する。これは昇降機とか、もう一般の生活する我々の身の回りにもたくさんある。これは重大な問題だと思つたのです。新幹線とか、これについて私は、コンピュータというものは万全ではない、コンピュータという一つの大きな事例だと思つたのです。

私は、住基法の前に、本場にこういふ二〇〇〇年問題について政府は、新幹線に乗る人だつて、十二月三十一日は相当の人が、ハワイに行く

飛行機に乗る人、控える人、私はおると思つたのですよ、出ると思つた。かなりの社会現象になると思つたのです。これについて私は、もつと住基法以前に、二〇〇〇年問題は政府はコンピュータのプログラムを駆使してこれだけの態勢をとつておるということをお聞きくださいと思つたのですが、これはどうなつていのでありませうか。

○野田(総)国務大臣 コンピューター二〇〇〇年問題については、御指摘のとおり、本場に国民生活全般にわたつて重大な影響を及ぼすおそれがあるわけですね。もちろん、いわゆる危機管理システムあるいは交通管理を含め、そういう安全あるいは保安上、さまざまな制御に関連する分野、そういったことを考えますと、これは本場にゆるがせにできない大問題であります。その点は、地方公共団体においても、この点、緊急に对应しなければならぬ必要があるわけでありませう。

そこで、自治体におきまして、総理を本部長とする高度情報通信社会推進本部、昨年九月にこの決定をいたしました行動計画がござります。この行動計画に基づいて、地方公共団体に対して、対応を迅速に行うよう、自治省としても要請をしてきたところであります。

なお、平成十年度の第三次補正予算に西暦二〇〇〇年問題対策調査費を計上して、対応のおくれしている地方公共団体等の現地調査等を行つて、地方公共団体が対応計画や危機管理計画を策定する際参考となる手引書を作成の上、各地方公共団体に提供する予定であります。

また、二〇〇〇年問題対策に要する地方公共団体の経費については特別交付税措置を講ずることといたしておりまして、地方公共団体の取り組みを積極的に推進してまいり所存であります。

○古賀(一)委員 私は、実は資料をもらひました、きょうの朝、この行動計画を読ませていただきました。それと、それにくつておりましたコンピュータ西暦二〇〇〇年問題対応指針というのを見せてもらひましたけれども、私は、基本的に言つて、こういう行政のやり方は、もちろん有害

なわけですね。これは、先ほど申し上げたように、コンピュータというものは、先ほだ十六キロバイトの話がありましたけれども、メモリが小さい。だから、一九八五年とか一九九四年と書いていたらメモリを食つちやうという事で、下の六四と書けば一九六四と読むようにソフトをつくつちやうなわけです。ところが、二〇〇〇年が近くなつて、これは二〇〇〇年になつたら下二けたが〇〇になる。そのときコンピュータがどう判断するのだといったら、それは原則一九〇〇年ちよつと読むというのがほとんどコンピュータに組み込まれた時計はそう読むだろう。

そうすると、まあ何話ぐらいいないですよ、何話が一九九九年八月十日生産といつて何に打つたものがラインを流れてくる。二〇〇〇年になつたら、それが一九〇〇年ちよつと、百年前に生産されたものとコンピュータが読んで、要するに古い日付から早く出荷しろと言つたら、きょうできたものがほとんど早く出荷されて古いものが残るとか、そういう問題が山ほど起る、こういう問題のようではございません。

私は、この問題は本場に、世界各国に全体で五百億個もマイコンが存在する。これは昇降機とか、もう一般の生活する我々の身の回りにもたくさんある。これは重大な問題だと思つたのです。新幹線とか、これについて私は、コンピュータというものは万全ではない、コンピュータという一つの大きな事例だと思つたのです。

私は、住基法の前に、本場にこういふ二〇〇〇年問題について政府は、新幹線に乗る人だつて、十二月三十一日は相当の人が、ハワイに行く

ではない、不必要というわけでもないけれども、基本的なやり方としては本筋ではないと思つたのです。

何を言いたいかといふと、要するに、こういう国家の大問題がある、まず、中央府の官庁、これは主務官庁というのではないに等しいと思つたのですが、いわゆる省庁連絡会議をやつて、中央で指針をつくる、それに従つて県がつくりなさいよ、その県のいわゆる計画なり指針に基づいて市町村もつくりなさいよ、大体こういう発想で今までの行政は来たのです。

これを私が強烈に思つたのは阪神大震災のときなんです。私はあの後、予算委員会でも質問する機会を得まして、もちろん現地にも飛びましたけれども、いわゆる中央防災会議ですね、中央計画、都道府県計画、そして、震災があつたときに一番現実的に動かなければならぬ地方自治体の末端の計画、つまり地域防災計画、これを讀んでみたのです。私はもう笑つてしまいましたよ、というか、情けないというか、要するに、地震があつたら、火事が起こつたら消防車が出動するものとするみたいなことが書いていないのです。もう当たり前のことなんです。

それは、国の計画はいわゆる国土庁の防災局が、それは震災の現場、そういうものを知らないわけですから、やはり例によつて例のごとくいわゆる中央会議を開きまして、委員はこうしましよ、都道府県計画をつくらせまじよ、それは承認にひっかけまじよ、それに基づいて市町村計画をつくりまじよという、もう例のやつなんです。

だから、まさに現実には震災が起こつたときにどう行動するかという生の問題とは全く離れた、一番遠いところから、その計画づくりからおきてくるものだから、末端の神戸市の地域防災計画を見たときに、もうそれは何の役に立つか、こう思つたのです。私は予算委員会で言いましたけれども、だから、こういう問題はもうポトムアップとい

うか、現実のところからマニュアルというものを、自治体でこういう問題がある、コンピュータについてどういう問題があるか、それをだして吸い上げて国の中央のマニュアルをつくるという、やはりもうそういう時代に来ていると私は思ふのですよ、とりわけこういう防災とかでは、それがこの住民基本台帳法は私はよく似ていると思ふのです、これを結論としてきよ申し上げたのです。

住民基本台帳法の法律を改正します、中央センタもつくりなさい、都道府県センタもつくりなさい、よく似ているんですよ。私は、将来これがどういふふうな夢があるように活用できるのか、問題点はないのか、あるいはいいシステムが構築できるのか、あるいはいいシステムが構築できるのか、今のインターネット、一億のコンピュータがインターネットでつながつていっているわけですから、縦のピラミッドをつくらずとも横のネットワークでこれができるのではないかと、そういうソフトはあり得るのではないかと思ふのです。

そしてその使い方も、例えば一年かけて東北で一つ、あるいは九州で一つ、地域医療で地域医療カードを兼ねるようなICカードをひとつ手を挙げてやるところはやつてごらんと、あるいは投票制度も、市町村の議員選挙、もうすぐ終わりますけれども、議員選挙も、では手を挙げたところは自治省としてはモデル事業としてやつてもらう。そうしたら、このメモリーに医療関係を入れたら、もうそれはおぼあちゃん喜んだ、市民もみんなこれは喜んだと、使えろとなれば、それをポトムアップで私は全国に制度化していけばいいと思ふのです。

だから、このICのメモリーカードを持たせるということ、そこに、上からどんと来たときに、その背後に何かがあるかという懸念があるのだから、むしろやはり国民のコンセンサスを得るために、いいシステムをつくるために、そしてコストを安くするために、むしろモデル事業をこの

一、二年とか三年やつて、ポトムアップで国民の理解を得る、いいシステムをつくる、あるいはいいネットワークを構築する、こういう方が本当に生きた住民基本台帳ネットワークになるのではないかと私は思ふのです。それはこの阪神大震災のときに強烈に思つたのです。二〇〇〇年問題もよく似た話であります。

だから、きょうあの指針を見たとき、では市町村長が実際にあれを、自治体にはどういふふうに措置されたのでしょうか。これは市町村も関係あるわけですよ、地方自治体も、二〇〇〇年問題は、何行か書いてありましたよ、自治省が指導すると。これは実際、動いていられるのでしょうか。私は、市町村の人から見たって、あんな程度だったところをやらばいいんだ、うちは何も関係ないだろうというところではないかと思ふのです。

○編譯政府委員 地方団体における二〇〇〇年問題に対する取り組み方、ごさいですが、政府の二〇〇〇年問題に対する方針、これらをマニュアルとして地方団体に指示してあります。

それで、地方団体もみずからの問題としてこれは取り組むものであつて、法律に基づいてこうしなくちゃいけないという仕事ではないと思ふます。これは市町村のシステムとしまして、例えばライブラインあるいは公共の安全秩序とか、そういうふうな重要なシステムをAランクのもの、Bランクのものに分けておられますけれども、果てはその重要なシステムが千七百ぐらいあります。市町村においては三万一千ぐらい、これは団体数も多いものですから、それぐらいごさいます。

そういうものにつきまして、現在のところ重要システムの修正作業をしておきまして、都道府県段階におきましてはおおむね六割ぐらゐの実施状況でございまして、市区町村につきましては、それよりも少しおくれおりました。約五割ぐらゐ。今後少しづつ進むと思ひます。特に、重要なAランクシステムにつきましては、マニュアル上模範テストをして、そういう問題がないというこ

とを確認するといふようなこともやつております。あるいは危機管理計画をそれぞれの団体でつくつていただくといふようなことを今後進めていただくことになっておきますので、この問題に対する対応について、自治省としては、都道府県、市町村に対する指導を徹底してまいりたいと思ひております。

○古賀(一)委員 これは時間が来たら恐らくばれてしまふといひますが、飛行機は落ちぬだろうと思ひますよ。これは本当に万全の対応をお願いしたいといふことなんです。

先ほど申し上げました住民基本台帳システムの構築に当たつて、そういうポトムアップといふか、とりわけICカードについてモデル事業的にまず幾つかの市町村で実験的にやつて、ポトムアップで地域の知恵を出してきて、それを全国化していくかどうかは次に全国レベルで検討しよう、私はそういう時代だと思ふのです。この点について、大臣にひとつ御感想といひますが、御意見をぜひいただきたいでございしますが、私の考えにどう思われまじよでしょうか。

○野田(総)國務大臣 二〇〇〇年問題の話はポトムアップとはちよつと質が違ふんじやないかといふふうには承つておりました。むしろ、そういう危機管理あるいはコンピュータ二〇〇〇年問題に関するその辺のチェックのマニュアルというもの、みずから開発してみずから主体的にやれるといふところはそれでいいのですけれども、必ずしもそうではない。しかしライブラインに関するきちんとしたチェックは必要であるといふことに備えて、一応、地方自治体に対して自治省の方からそのマニュアルをお示しするといふことで、そこから先は自己チェックをしてもらおうといふことです。

問題は、住民基本台帳のネットワークシステムといふことについて、それぞれ地方団体の一部で一部事務組合みいたなものをやつて、そして共通するよりな事項について既に、特定の市町村の中だけでなくて、少しその辺の範囲を広げようとい

うことでスタートしているようなところもあって、今の市町村を超えた人の交流といえますか動きというものは現にあるわけで、やはり住民の利便性を高めようという、これは本当に切実なものがあると思えます。

いろいろな申請書類に住民票を一々つけるというところも、今やペーパーに頼っているような時代じゃないので、そういう意味で、これから特に地方分権に伴って自治体自身の行政コストをどうやって低減させていくか、そして行政サービスの内容を、どうやって効率性、迅速性というところをも追求していくのか、そして内容を充実していくのか、そんなことを思いますときに、私は、論理としてはホトムアップということもそれは確かに考えられなくはないと思うのですが、本当にこの問題、そろそろ決断をしてもらわなければならぬ時期に入っているのではないかと。ぜひしっかりかまいた御時味をいただいて、結論を早期に出していただいで、私たちとしては、ぜひ御賛同をいただき成立をさせていただきたい、このように思っています。

○古賀(一)委員 四情報の件はさておいて、カードの分野については、八千字があたりますと、本当に、どう使われていくかというイメージがまだ私には、何度聞いても実はわいておりません。だから気持ち悪いというか、これは民間のカード産業あるいはコンピュータ産業も動くだろうし、それを受ける市町村長というのは、こういうことに聞しては非常に疎い。このカードは任意です、個人の申請に基づいて交付するのです。メモリーは八千字です、こう言われていくけれども、では、実際にこれがどういふふうになっていくかというの、そこに非常に私は懸念を持っています。

したがって、では、今後モデル事業を起こして実験するには時間がないということではあるでしょう。そうおっしゃると思うのです。その場合であれば、カードを使って、例えば医療行政がこれだけ喜ばれた、これだけすばらしい効果的なの、国民のために行政の道が開けた、こういうものが、それもわかりませんと、我が民主党には出雲の市長でございました岩國先生がおられますけれども、私は一部しか知らない。やはり最低そういうことをはっきり示さないと私は納得できないと思っております。

だから、それはぜひ我々に、モデル事業もやりません、出雲の事例だけでいいということではないと思うのですが、八千字でこれだけの道が開ける、市民のコンセンサスはこれだけ得ているというのを、きょうは間に合いませんから、そこら辺が恐らく全国会議員のイメージのわからない分野の一つだと私は思うんですよ、これをお示しいただきたい。

最後に、時間がございませぬのでこれは長くは申し上げませぬけれども、私は、今までの検討経緯の中で技術的な部分、ハッカーであるとかネットワークのセキュリティとか、それはこの絵はいたでいておきます。ところが、そこで絵をかかれて、こういうふうになっておきますから大丈夫といつても本当だらうかと思われ、我々は今度、きょうも探しておりましたけれども、ネットワークなりセキュリティなりコンピュータシステムなり脆弱性とか、そういう問題に詳しい人をやはり参考人として呼ぶ。そういう場で、自治省の間の検討経緯の中で、こういう技術的な分野がどういふふう整理され、どういう論議が委員から指摘があったのかも各委員に資料提出をお願いしたい。

かように申し上げまして質疑を終わりますけれども、あと一分、その点についてのお答えをいただきたいと思っております。

○鈴木(正)政府委員 ちょっとカードのことについて御答弁させていただきたいと思っておりますが、住民基本台帳カードというものを考えておられますのは、そのセキュリティ機能が低いということに着目いたしております。重要な秘密事項であります住民票コードなどを記録いたしますので、セキュリティに着目しております。

それで、カードで全国的に共通するものは、先ほど申し上げました氏名、住所、性別、生年月日、四情報と住民票コードでございます。それに暗証番号などの、いわばセキュリティのための情報というものでございまして、暗号化とかいろいろなセキュリティの措置を講じますので、かきましてはそれだけの市町村において、これは全国ネットではありません、市町村において条例でどういふふうに使おうかということをお決めた上で、条例で定める範囲内で利用する、こういう基本的な考え方でございます。

それから技術的な各種検討につきましては、このシステムを構築するに当たりまして検討課題として、基本的な構築のための基本方針、あるいはセキュリティ方式、それから住民票の写しの広域交付の新しい業務の処理方式、それからICカードに関する調査、それから外字処理方式、こういったことの技術的な検討を行っております。

そういうことで、それに対応して、先ほど申し上げましたように、制度的、技術的なプライバシー保護措置を講じる、あるいは各市町村にコミュニケーションサーバーを導入して住民基本台帳のホストコンピュータとは切り離すとか、それから、住民基本台帳カードとしてセキュリティ機能の高いICカードを採用するとか、それから、住民基本台帳というものをベースにして、全国的に、市町村の区域を越えた本人確認ができる仕組みを付加する、こういうこととしてネットワークを組んでいるところでございます。

○古賀(一)委員 時間が来ましたのでこれで終わりますが、本当に、深く慎重な審議をするために、そして国民の実際の理解を促すためにも、やはり資料提供について、本委員会がしっかりと議論するということが重要でございますので、詳しくは理事会で議論になるかもしれませんが、ぜひ対応をお願いしたいと思っております。これで終わります。以上です。

○坂井委員長 次に、春名直幸君。きょう理事の皆さんに確認をいただきました。樹屋先生の先にやらせていただくことになっておりますので、御了解いただきましたと思っております。

先ほど来議論がございました、私の方から、きょうは一巡目ということで、徹底した審議、また参考人の質疑やそれから地方公聴会等々、しっかりと議論をしていただくことを要望しておきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

第一巡目ですので、法案の具体的な内容には余り私は触れません。基本的な御認識をお伺いするというのを中心にやっております。

○鈴木(正)政府委員 プライバシーとは何かということにつきましては、確立された考え方があるというわけでは、なかなかそう言いがたくて、個人にとつてのプライバシーとは多分に主観的なものだと思っております。こういうことで、プライバシーにかかわる情報であるか否かを一律的に考えるというところは難しいと思っております。

自治省としては、住民票に記載された氏名、住所、性別、生年月日の四情報は個人情報であるというふうにご考えておられますが、かつ、一般的に知られていない事実で、知られないことについて利益があると客観的に認められるもの、そういういわば個人の秘密、それに属するような情報ではない、こういうふうにご考えておられます。

○著名委員 四情報というのは個人を識別する情報

報だ、そういうことですね、そういう考え方ですね、プライバシー情報とはちよつと違つて。

では、住民票コード、これは同じ質問ですけれども、プライバシー情報とお考えか、それとも個人の識別情報か。それからもう一点一緒にいきたいと思います。住民票コードと四情報が今回は一緒にくつつかうわけですね。くつつかう場合、一体になった場合はどう御判断をされるのか、その点をお答えください。

○鈴木(正)政府委員 住民票コードでございますが、氏名とか住所などによる本人確認に比べまして特色がありまして、コードによる照合が明確にできる、また迅速な検索が可能で経済的である、また重複がない住民票コードにより確実な本人確認ができるということで、このネットワークシステムで全国共通の本人確認を行うに当たって必要不可欠なものと考えております。

それで、氏名、住所、性別、生年月日の四情報などの個人を識別することが可能な情報と、全国を通じて重複しない特性を有する住民票コードが一体化した場合、全体として秘密事項となるというふうに認識しております。

○署名委員 コードそのものについては、プライバシー情報、個人識別情報のどちらというふうに判断されていきますか。

○鈴木(正)政府委員 住民票コードそのものは、番号の並んだものでございまして、プライバシー情報というものではないと思えます。

○署名委員 先ほどの確認をもう一度、済みませんが、四つの情報と住民票コードが一体になった場合は、これはプライバシー情報になる、そういう御見解ですね。

○鈴木(正)政府委員 そうでございます。

○署名委員 わかりました。

続いてお聞きします。これらの情報を公開と非公開の観点でお聞きしていきたいと思つてます。プライバシー情報は私生活上の情報の中でも公開をしないことが妥当なもので、もちろんこれは基本は非公開ということですが、一方、プ

ライバシー情報でない、より広い範囲の個人の識別情報、今回の法案でいけば氏名、住所、生年月日、性別、これは公開というのが自治省の見解かどうか。この四情報ですね、公開というのが原則か。それから、あとの住民票コードについては、これは公開かそうでないのか。それから、最後、一体になった場合は秘密情報になるので非公開というふうな認識になるんだろうと思つたけれども、その三点、公開、非公開の仕分けの考え方をしてください。

○鈴木(正)政府委員 住民基本台帳法におきましては、住民票に記載されている氏名、住所、性別、生年月日の四情報につきましては、住民基本台帳の閲覧あるいは住民票の写しなどの交付によりまして、その請求が不当な目的によるものでない限り何人にも公開しているという意味で公開情報です。

それから、四情報に住民票コードが付されて一体化した場合、これにつきましては、秘密事項として公開情報にはならないというふうに考えております。

○署名委員 わかりました。一体になればこれは非公開であり、プライバシー情報という形で非公開の原則だということだと思つてます。

そこで、これをすつと私が今聞いてきたのは、この四情報そのものでも、国民のやはり、今さっき局長がおっしゃられたけれども、プライバシー意識の高揚の程度とかあるいは他の個人情報と結びつくことによつて、それ自身公開でいいのかどうか、そういう議論になってきているんですね。少しその流れを議論してみたいと思つてすけれども、八五年、住基台帳の改正がやられました。そのとき、自治省の当時の行政局長さんは、この改正に当たつてこういう説明をしているんですね。

住民基本台帳に記載されておる個人情報全般として個人情報として秘密すべきものだという立場には立っておりません。場合により、部分によつては秘密すべきものが出てきた、こういう認識です。その次に、その使い方によつては個人のプライバシーが出てくる、それを防止するための改正です、こういう認識でございますと答弁をされているんですね。

その答弁に基づいて、そのときの改正ではどういう改正がされたかということですが、住基台帳の閲覧の許可あるいは住民票の写しの交付をするときに、市町村長が一定の事項については省略して閲覧に供するあるいは交付することができるようになる、と同時に、さっきおっしゃられたけれども、請求そのものが不当な目的によるものが明らか場合は、閲覧、交付の請求を拒否できるといふふうになつたわけですね、八五年の改正で。

つまり、プライバシーを全体としては保護して、つらつという方向の改正としてやられたわけですが、しかし、現行法律第十一条と十二条にはどういう規定がされているかといふと、先ほど局長からお話ありましたけれども、住民基本台帳の閲覧あるいは住民票の写しの請求については、何人でもこれはできる、公開が原則というふうになつております。そして、今回の法案で対象となつて個人の情報についても、当時、閲覧はこの四情報に限定すべきだという指摘もあつて、閲覧する場合には見せない、あるいは住民票の交付の際の項目には入れない、こういうことの対象事項にはこの四情報はなっていないわけでありまして、ならぬようにしてあるわけですね、そういう経過をたどつています。

しかし、先ほど言いましたように、大切なことは、この四情報だけでも、国民のプライバシー意識の高揚の程度によつては、あるいは他の個人情報と結びつくことによつては、公開という原則そのものを見直すべきという問題も今生まれてきているというふうには私は思つております。

例えば、国民の意識というのはどうかというところで紹介しますが、総理府が八五年、個人情報の保護に関する世論調査というのをやつてい

ます。そのときに、どのような場合にプライバシーが侵害されたかと思つたかという質問がありまして、ダイレクトメールが頻りに舞い込むというのがトップで三三・二%です。八五年の調査のときに、三三・二%、ダイレクトメールが頻りに舞い込む、これがトップ。その四年前の八一年の調査では一六・三%しかなかったのです。他の調査項目にはこんな大きな差は見られない。だけれども八五年になるとぐんとふえて、二倍以上になりました。そこにプライバシー侵害を突感する、ダイレクトメールが頻りに舞い込むことによつて、という答えをしているのです。

そこで、局長からお話ありましたけれども、八五年の改正のときには、そういう国民の状況も勘案をして閲覧制限等を内容とした法改正、そういう背景があつたといふふうに私は理解をしております。ところが、八五年から四年たった八九年の同じ調査ではどうなつたかといふと、改正をした後です。やはりトップは、ダイレクトメールが頻りに舞い込むというのが回答で、その割合がさらにふえて三六%。ぐんとまた上がったのです。そういう状況になつてきているんですね。

だから僕は、八五年の改正でプライバシー保護の観点からの規制をある一定行いましたけれども、この結果を見れば、国民一般に与える印象といふますか、それではなお不十分だ。言いかえれば、国民のプライバシー意識が高くなつてきていることと裏腹の問題なんですけれども、八五年の改正ではプライバシー保護の観点からやられたけれども、それでも不十分だ。実際、ダイレクトメールが頻りに舞い込むことに対して一番プライバシーが侵害されていると感じる、そういう国民がふえている、そういう印象を国民は持っているのです。

私は、そういうふうなこの国民の意識を理解したわけでありまして、局長はこういう御認識はないでしょうか。八五年の改正というものは国民から見ればなお不十分だといふように思つていないかと思つたので、すけれども、

その辺の御認識はいかがでしょう。

○鈴木(正)政府委員 住民基本台帳制度におきましては、いわば基本台帳が住民の居住関係を公証するということから、不当な目的によることが明らかでない場合などを除きまして、何人にもこれを公開するということとしております。

○例えは、住民基本台帳の閲覧の問題でございませうが、世論調査、学術調査、市場調査などの各種の統計調査を行うときの最も基本的なベースとして広く活用しているということでございます。この基本台帳の閲覧を抜きに正確な統計調査を行うことは困難なもの、こういうふうに認識をいたしております。

○基本台帳制度の趣旨、またこうした現状等にかんがみますと、プライバシー意識の高まりというものには留意しながらも、この住民基本台帳の公開原則を見直して四情報公開を制限するということについては慎重な検討が必要ではないか、こういうふうに考えております。

○署名委員 統計等で必要だということはずっとおっしゃられているわけなんですけれども、そこで、今の国民の意識の上で立っていいと思いますか、最近では、この四情報についても一定の規制をしてほしいんだ、こういう要望が現場から上がってきていますか。そういう要望を、幾つか上がってきているのであれば聞かせていただきたいと思いますので、いかがですか。

○鈴木(正)政府委員 市町村からは、住民基本台帳の閲覧制限などについての要望も承っております。

○署名委員 要望はあると思うんです。私も、この質問を準備するに当たっていろいろ勉強してみたいんですけども、例えば全国連合戸籍事務協議会がありますね。

これは、全部の総会の、いろいろな引用が全部出ているんですけども、例えば四十八回総会で、これは九五年ですけれども、どういった要望がされているか。

住基台帳法十一條一項の閲覧の問題、この改正を要望します。人権擁護とプライバシー保護の立場から、公用請求以外禁止にするように改正をしてもらいたいということ、広島県の代表がその説明をしております。

プライバシーの概念は普遍的なものではなく、個人の価値観の多様な住民のプライバシー意識の高揚は著しいものがございます。このような中で現在、閲覧制度を利用して不特定多数の人に送付されるダイレクトメールなどは、住民情報の管理やプライバシー保護の面で社会問題となっているところでございます。

閲覧制度は、第三者の知る権利とプライバシー保護のバランスの上で成り立っているわけですが、閲覧によって本人が知らないのにダイレクトメールが行ったりすることは、住民のプライバシーが守られているとは言えないのではないのでしょうか。また、人それぞれ価値観が違うからこそ、一概にダイレクトメールが行くような私的閲覧は制限すべきだと思います。

こういう発言であります。続いて四十九回総会、神奈川の代表、これは同じ改正を要望するけれども、こういうふうに言っています。

問題は、住民のプライバシーを保護するために設けられたこの住民基本台帳法第十一條第四項の規定が、住民のプライバシーを保護するための機能を果たしていないということでございます。つまり、閲覧請求者が住民の住所や氏名などを転記して住民名簿を作成し、これを不特定多数の者に販売するなど、不当な目的に使用することを許している点も、そのことを閲覧申請書に記載せず、正当な形で請求されれば、閲覧に依り得るを得ないのことでございます。住民の情報の適正な管理、プライバシーの保護の面からぜひ検討していただきたい、こういう質問です。

また、同じような話で恐縮ですが、五十回総会でも同じ要望が出ていまして、こういうことを言っています。

現行法のもと、個人の名前や住所などは全国の市町村の役所、役場で日常的に流出していると言った過言ではありません。本人が知らないのに送られてくる郵便物の状況、なぜ名前がわかったのか、役所で閲覧させていることは知らなかった等の声を多く聞きます。このようなことは住民に行政に対する不信感を抱かせてはいけません。行政は今こそ一層の住民情報保護の適正な管理が必要だと思います。

よって、職務上及び公用請求以外の閲覧を禁止するよう改正を要望するものです。連続して、ずっと歴史的に大会でこういう要望が出されてきて、自治省の代表の方も参加をされて議論に加わっている文章をずっと読ませていただきました。

現場に携わっている人は、四情報であっても、大意にこういうふうに使われたりとか、あるいは別の情報にそういう形で使われたりとか、一体化したりとかしたら、それはもうプライバシー侵害になるんだというふうな感覚を現場の人も持っている、そして国民もそういうふうに答えているので、す。

だから、四情報だから構わないというふうにしていいのかわるか、そういう問題なんじゃないかと私は受けとめているんですね。そういうふうにはお考えにならないでしょうか。

この三回の総会の発言、改正内容の要望も紹介しましたけれども、こういう問題に自治省としてはどういうふうにお答えになるつもりなんでしょうか。

○鈴木(正)政府委員 これは、六十年改正に際しまして、先ほどのような観点から御議論がありました。また、先ほど申し上げましたように、プライバシー意識の高まりということには、やはり十分な配慮が必要であると考えておまして、今回の法改正でも、四情報そのものではないけれども、四情報に閲覧を限るということに限定をいたしている措置も講じているところでございます。

す。そういったことで、住民基本台帳制度の趣旨、あるいは先ほど申し上げましたような実情というものも考えますと、公開原則を見直し、そして四情報の公開を制限するということについては十分な慎重な検討が必要である、こういうふうに考えております。

○署名委員 現場の方から連続してそういう要望が出されていて、自治省の担当者の方の答弁も読みますと、持ち帰ってこのことは検討する、報告したいと発言をしております。しかし、結論は、要望には応じたいという結論になっているんですね。ですから、自治省と実際の窓口で住民に接している現場の人々との間に認識のギャップがあるように私は感じます。この話を見ていて、そういうことを一つ指摘しておきたいと思うんです。

もう一点ですけれども、個人情報保護条例の制定の動き、これは随分広がっています。保護条例をつくる自治体が増えつつあると思うし、それから保護する情報も、プライバシー情報に限定しないで個人を識別する情報を広く保護していく、そういう傾向になっていると私は認識をしております。そういうふうにおおつかみになっているのか、少し聞かせていただきたいと思います。

〔委員長退席、山本(公)委員長代理着席〕

○香山政府委員 ちょっと質問の内容を十分聞き取っていませんので大変失礼なことになるかもしれませんが、個人情報保護条例を現在制定いたしております地方団体は、平成十年四月現在で千四百七団体でございます。その中で、オンライン接続を全面的に禁止するような条件を持つ団体は五百六十五団体というふうな状況に相なっております。

○署名委員 千四百七団体、私、九七年四月の数字は調べていたんですけども、千三百二十二団体なんです。だから、千四百七団体、だんだんふえてきているんですね。オンラインすら禁止をする、オ

オンラインも禁止をするというのが、今おっしゃったけれども五百六十五団体、そういう数になってきていて、やはり自治体は、個人情報、プライバシー情報を守り守って、そういう保護措置、条例、そして規律や条例だけじゃないと思えますけれども、いろいろな形でそういうものを広く保護していくという傾向になっていっていると思うんです。

ちょっと私、きのうその中身についての質問のレクをしていなかったので申しわけなかったかも知れませんが、その中身で、もしつかんでいけば、数もふえていっているんだけれども、個人を識別する情報全体を広く保護していくというふうな、そんな傾向にならうている、そういう掌握はされていませんか。わかりませんか。

○香山政府委員 お答え申し上げます。

大変難しい御質問で、的確なお答えになるかどうかわかりませんが、現在、この問題につきましても、個人の情報を保護するという重要性が高まっております。一方で、通信回線を活用しての情報処理というのは、高度情報通信社会の実現といえますが、メリットを生かすために不可欠だといえます。また、情報が漏れ、個人情報が流出するといった外部提供につきましても、一方では一律に禁止するということではなくて、提供の目的、あるいは権利、利益の侵害等のおそれを個別に検討した上で提供の可否を決定するのが望ましい、そういった考え方が国のガイドライン等にも示されておりました。私も、地方団体向けの情報ガイドラインには、そのような考え方を示したところがございます。

例えば、先ほど申し上げましたオンライン接続の全面禁止事項を持つ団体ということになりますと、これは、五百六十五団体というのは前年に比べて七団体減っております。要するに、オンラインを接続する場合には、例えばある種の例でございますけれども、審議会に諮って個別に意見を聞いた上で、必要がある場合にはその結合を認め

る、このような形の条例がややふえておる。ただ、全体として申しますと、個人情報を守るべきだという流れは大きな流れでございます。条例を制定する団体というのは年々、百団体ぐらいつづふえていっております。そういう状況にあるということでございます。

○著名委員 そこで、その全連の総会の要望に対して、これは九七年の総会の際の行政局の担当者の方がこんな発言をされているのに注目しました。これは、八五年の法改正のとき、六十年当時と比べて、プライバシー一般に関する法が制定されるなど、新たな認識が示されるなどの具体的環境の変化がなければ、なかなかこの御要望におこたえするのは難しいというふうに考えております。こういう御発言をされておられます。石塚さんという人ですけれども、それで、民間を含めたプライバシーの保護法、その制定を待たなければ、今、現場の窓口が直面しているいろいろな矛盾、問題は解決できないんだ、こういう御認識を披露されている。

私は、ごもっともな面があると思うんです。先ほど自治大臣は、包括的なプライバシー保護法についてはこの住基台帳システムとは別個の問題だといふ御認識を言われたんですけれども、私は、順番としては、こういう今の矛盾、今のプライバシー意識の高まり、その中でこのプライバシー保護法の制定そのものを一番に早くやって、そして十分な議論を尽くして、そしてその末にネットワークの問題も検討するということであればわかるんですけれども、民間を含めたプライバシー保護法の制定を待たなければ、今、現場の窓口が直面している問題はなかなか解決できない、当の自治省の方も言っておられる。

そういうときに、このシステムをつくるときにどんな努力を、法律そのものは、保護法については総務庁が担当されるのかもしれないけれども、しかし、自治省としても、そういう御認識を持つて、本当にプライバシー情報を守っていく、やはりそういう努力がないとだめだと思っております。

どういう努力をされたのか、その点での中身、検討されたのかどうか、その点をちょっとお答えいただきたいと思います。

○鈴木(正七)政府委員 住基基本台帳の情報の保護について、プライバシー意識の高まりに応じて個人情報の保護のためにどうか、こういうことでございまして。

先ほど担当者の発言を紹介しましたが、このネットワークシステム構築の法改正前、手当てがなされておられない前提でお話しておるわけでございます。このシステム、法改正が行われまして、その中には個人情報保護のための措置を盛り込みまして、四情報につきましては、あと住基基本台帳の本人確認情報につきましては、これは民間部門では使えない、それからネットワークから情報というものが流出することを防止するための厳格な措置を講ずる、あるいは住基基本台帳の民間利用を禁止するというもので、この法律案において本人確認情報の保護措置というものを制度的に十分に講ずるということ、これを導入する前提としては、民間部門も含めた包括的な個人情報保護法の制定を要するものではないかと考えております。

いずれにしても、民間部門を含めた包括的な個人情報保護法につきましては、その制定に向けて議論、検討が進められるべき課題だと考えております。

○著名委員 今、民間部門にはこれは行かないから大丈夫だという説明をされるんですけれども、確かに法はそういうふうになっているんですけれども、しかし市民の意識というものは、やはり国レベルでプライバシーを権利として守る、そういう確固とした基本法がないんです。日本に、制定法が、そういうものがないんです。

だから、その中で国民の危惧というのは、民間企業を含めた個人情報の保護法がない中で、個人情報の識別情報を統一的に保有する、それがどんどん広がっていく、そういう活用をされることに對して、現状の四情報が大量に使われるということ自身にも現場の人たちは危惧の表明をしているわけでしょう、今言いましたけれども、そういう中でこれが出されるということに対する危惧というのは、やはり私は、こたえなきやいけないし、それは消えないと思っております。そういう問題があると私は思っているんです。

ですから、今何をしなければならぬかという点で、国民や実際に住基基本台帳の事務に携わっている人と自治省の間の認識ギャップがあるといえます。そういうふうには私は思わざるを得ないわけなんです。

それでもう一点、ちょっと時間も来ますので聞いておきます。

先ほどから将来の話の中身がいろいろ出てきて、法律で改正しなければならぬことはできないんだという話で大臣もお答えにならなっています。その点に對しては、ちょっとお聞きしておきます。

九六年三月に、自治省行政局長の私的研究会で、先ほど出ましたが住基記録システムのネットワークの構築等に関する研究会、この報告書の中で、このネットワークシステムは、公的部門の高度情報化のための基盤整備として導入されるものである、こういう表現が出てまいります。この基盤整備として導入されるというのは、一体どういう意味なのか、皆さんにわかるように、私にわかるように御説明ください。

○鈴木(正七)政府委員 このネットワークシステムにつきましては、市町村の区域あるいは都道府県の区域を超えた、いわば全国単位での本人を確認するシステムを整備しようとするものでございます。したがって、各市町村の住基基本台帳事務の効率化あるいは広域化に役立つ、あるいは国の行政機関などに法律の明確な根拠に基づきまして本人確認情報を提供するというところで、行政の効率化に役立つ、そういう意味で情報化の基礎的な部分をなす、こういう趣旨でございます。

○署名委員 よくわかりませんが、要するに、国民の不安、私たちの不安は、マスターキーになってしまふんじゃないか、このコードが。それでいろいろな情報、公的部門の基盤整備、そういう方向が出ているんですよ、今は四情報で限定的だけれども、それは議論して法律が変わらなければできないんだということをおっしゃっているわけだけれども、それが出てきたときにはそういう議論をすることになります。しかし、基盤整備というものは、そういう方向の議論の中でこれが選ばれてきたというふうにしかとれないんですよ。そういう問題として私は見る必要があると思

う。それと同時に、納税者番号制のことも今出ました。この報告書の中では、納税者番号制への活用もこの率面に言われています。税制調査会を初めとした各方面の議論を踏まえて、将来的に納税者番号制が導入される場合においては、このネットワークシステムの活用が可能である、こういう表現が出てまいります。はっきり書いてあります。

つまり、自治省は、今はこれではできません、今の改正ではこれではできません。それはわかりません。しかし、今、政府税調もそういうことを検討されている。すぐにはいかなければ、将来的にはそういうことは当然あるということをお考えになっているのか。自治省は、そういうことを前提に考えた上でこういうものも導入されるというふうな認識なのか、そうではないのか。その辺はどうですか。

○野田(総)国務大臣 これは、先ほど古賀委員にも申し上げたんですが、基本は、どういうような利用目的でそれに接続をしていくかと活用していくのかということになれば、それはそれで法律の上できちんとした手当てをしなければ、この法案に基づいてすぐあれに使う、これに使うという場合にはならないのであって、それは納税者番号制度への利用ということにおいて同じ問題であって、要は、この国会における、立法府がどう

判断をするかということにかかっているというところと申し上げておきたいと思ひます。

○署名委員 最後に一点確認しておきます。今回の改正内容のままで納税者番号制度に活用することが可能になるのか。これはシステム上の問題ですね、今回の改正のままで納税者番号制度に活用することが可能になるのか。法改正は別ですよ。あるいは、改正案のシステムに変更を加えないとこの活用はできないのか。これはどちらでしょうか。そのことを最後にお聞きしておきます。

○鈴木(正)政府委員 納税者番号制度につきましては、先ほど大蔵省の方からもお話がございましたが、政府税制調査会において検討がされているところでございます。

どのような目的のもので、どのような方式のもので組み立てられていくのか、やられるのかというところについては、そういうことははっきりいたしておりませんので、その段階で今のそのシステムがどうかというところはお答えできないと思ひます。

○署名委員 私は、技術的にできるかどうかというところだけ答えてくださいと言ったので、申しわけないけれども、そのことだけお答えいただけませんか。

○鈴木(正)政府委員 繰り返して恐縮でございますけれども、システム論あるいは技術的な面においても、そこら辺ははっきりしないとお答えできかねますので、御了承いただきたいと思います。

○署名委員 いろいろ疑問が深まったということをお申し上げまして、質問を一段落したいと思います。

以上です。
○山本(公)委員長代理 次に、林屋敬悟君。
○林屋委員 公明党・改革クラブの林屋敬悟でございます。引き続きまして質問をさせていただきます。委員長がいらっしやらないのであれですけど、外

はもう日も暮れておりまして、我が地方行政委員会、本堂にどうしてもこんな時間になるなという思いがありまして、理事の一人としてできる限り正常な時間帯でやりたい。もちろん、国会全体の運営はよくわかっておられるわけですが、我々野党としても、今まで随分協力もしてきたわけでありまして、ここにこれだけたくさんいらっしやいますけれども、私を初め随分おなかも減っていますのでありまして、なかなか元気な質問もできないなど、私は、やはりきちっと健康管理をしたいなと思ひつつも、まあ前置きはそれぐらいにします。

御配慮を賜りたいというふうに委員長にお願いしたかったんですが、委員長がおられませんか、お伝えをお願いしたいと思います。

さて、朝からきょうの審議をずっと聞いておりました、やっと審議が始まったわけでありまして、けれども、審議をする中でさまざまな問題点が明らかになりつつあるな、こんなふうに思っているわけでありまして。

同僚の古賀委員の方からは、御丁寧にカテゴリリーまで整理をいただきました、八つのカテゴリリーがあると、これは非常に参考になるわけでありまして。きょうはその総合的な見地からそれぞれ各党第一回の質疑をしているわけでありまして、さらには財政と費用対効果、あるいはシステムの拡大、ネットワークのあり方、システムの信頼性、さらにはICカードの問題、個人プライバシーの問題とか、行率と地方分権、各国の事例研究などなど、さまざまなカテゴリリーがあるということも教えていただきました。

では、私もこのカテゴリリーに沿って審議をしつかりやらせていただきます、こう思っております。あります、全部やるのは大変難しいわけでありまして、きょうは、まず、総合論と、それからネットワークシステムの拡大というようにものをしつかり議論をさせていただきます、このように思っております。

は、ある意味では全国民が関心を持って見ておられるのではないかと。新聞の報道の中には、非常に国会は低調だ、この問題に関して審議が行われていないというような報道もあつておられます、逆に言いますと、やはり多くの国民が関心を持っていて審議をしております、そういう意味ではしっかりと審議をしていきたい、こんな決意もさせていただきます。

さて、本会議でも、最初のテーマは、システムがこれから拡大するのではないかとという心配をしているわけでありまして、それは多くの国民が共通に持っている部分でもあります。その辺の懸念を払拭しなければならぬわけでありまして、言葉をかえますと、国民総背番号制と本堂にどう違うのかということ、やはりきちつちりこれは全国民に理解をしていただく必要があるだろう、こういうふうにも思っております。

本会議では、大臣は、今回のネットワークシステムは、地方公共団体共同の分散分権的システムであり、保有情報も住民票コード、四情報と付随情報のみとするものだ、国が相互利用の促進を図るために導入する番号制というものは異なるんだという説明をされました。これでどれぐらい国民が理解をされるのか大変心配でありまして、さらにそこはしっかりと議論をしたいと思います。

大臣、確かに今回の仕組みは、午前中からも審議をずっと聞いておりました、地方公共団体共同の仕組み、分散分権という表現を大臣はされておられますけれども、我が国におけるプライバシー保護への大変大きな懸念、やはり国民の感情にも似た思いがある中で、住民基本台帳という仕組みを変えて付番をするというやり方は、どなたがお考えになったか知らないけれども、確かに、ある意味ではわかりやすい方法かな、うまい方法だとも思っております。説明しやすい方法だということについては私は理解をしておりますが、しかし、どういう説明をしようとも、赤ちゃんと

からお年寄りまで、間違ひなくその人だけのナン

バーがつく。住民票コードという表現を途中から、国民の理解を得るためでしょう。表現を変えておられますけれども、住民票コードなりといえども、あれはバーコードではないわけでありまして、十けたの番号が、私の番号がつくわけであり

ます。赤ちゃんからお年寄りまで国民につくということ、これは我が国の行政史上初めてのことでありまして、これは大変大きな出来事だ、いやいや、これはもう住民基本台帳をちょこっと

変えるのですよというよりなことではなくて、やはり全国民に固有の番号がつくと、付番をされるということ、これはたとえ大臣たりといえどもその事実、今回の法改正によって結果そういうことになるというの、大臣、間違いないわけですね。全国民に番号がつくということ、この事実は、大臣、大きな出来事だというふうに私は思いますが、いかがでしょうか。大臣の御感想をお聞きしたいと思います。

○野田(総務大臣) 考えようによっては大きな出来事なのではないかと。

率直に言って、それぞれの行政事務の中で、既に税務署などは、うんと早くから税務署独自の一つのナンバーをつけて管理をしておいたことは周知の事実でございます。ADPシステムという中でやってきている。あるいは、年金等の管理においても、完全に一元的な形ではないにしても、それなりのナンバーをつけて管理をされてきたし、運転免許にしても、それぞれの行政の目的の中でやってきているわけ、今回、少なくともこれだけのネットワーク社会になり、高度情報化社会になって、その中で、地方自治体においても、住民サービスについて、住民の利便性の向上ということも念頭に置かれて、どうやってスピーディーに、しかも利便性を向上し、しかも充実した行政サービスを提供していくか、これは民間企業であっても、当然のことながら、内部におけるそういうことをどうやって徹底していくか、ということ、企業競争力そのものの存在にかか

わっていくようなレベルにまで今日なってきた。

そういう時代における地方自治体における行政のあり方として、いつまでも前時代的なやり方で依存しているものかどうか、そういうようなことを考えた場合に、私は、個人的に言うところ、遅きに失しているという見方さえあつてしかるべきテーマである。

ただ、それぐらいこの点について、今御指摘がありましたような、みずからのプライバシーについて寝念、懸念というものがあつて、そのこと、どうやってきちんとして対応できるか、そういう中から、ようやく、いろいろ研究を重ねて今日に立ち至つたわけでございます。

そういう点で、これが大変なことなんだということに値するの、かどうか、私は、今日のネットワーク化された高度情報化社会の中で、そこまで大げさなことになるのかどうかというの、ちょっと私自身は見方によるのじゃないかという言葉でとどめさせていたがたいというふうに思っています。

○野田委員 いずれにしても、今大臣のお答えの中に、ただいま我が国はほとんどの国民がいろいろな形で付番をされている、それは、行政情報を見る限りにおいても、さまざまな分野で確かに電子計算化といえますか、OA化が進んでいるわけでありまして、番号はいろいろある。それは確かにそのとおりであります。

しかし、本当に赤ちゃんからお年寄りまで、場合によつてはすべての行政情報の基礎部分として、ある意味では共通番号になり得るわけですか、なり得る道を開くその番号が付されるということ、今までもたくさん番号はあるんだからいいじゃないか、そんなに大きな変化はあつておらんよという認識は、私はちょっと違うと思つてお

りまして、したがって、我が党ももちろんまだ結論を出したわけではありませんが、これは対決法案ではないという話も随分理事會等出ておりますけれども、端的に言いますと、党内で対決しているような、党内対決法案でありまして、いや、それは党内対決が悪いということじゃなくて、やはりこの問題に関して、どんなグループ、どこでもやはり個人のプライバシーを守るという観点から、全く意見が対立して、この法案に対しても意見が対立して、その事実があるということ、私を私をいざ大臣に御理解をいただきたい、こう思つておるわけでありまして、そういう認識に立って、我々はいざかり国会で審議をしながら、こう思つておるわけでありまして、先ほどおっしゃる、同僚委員の議論を聞きながら、横で同僚の委員とも小声で話をしておりましたら、今から私はシステムの拡大という話をするわけでありまして、先のことまでそんなに心配しなさんな、さっき大臣もおっしゃいました、先はまた法律にゆだねられているんだから、国会の責任においてやることなんだからいいじゃないか、それはそのときにしっかり議論すればいいことだ、こうおっしゃつたけれども、私は、先ほどの議論を聞いていますように、まさに我が国の行政の大きなエポックメイキングとなるような出来事だと思つておる。

少なくとも、これが総番号制だとは僕は申し上げませんけれども、少なくとも番号管理社会の入り口の扉を今まさにあけようとしている、今までも番号はたくさんありますよ、あるけれども、共通番号ができるということではまさに扉をあけようとしておるわけでありまして、扉があいたその先の世界はどうなるのかというところは、私はやはり今入り口部分でしっかり議論をしなければならぬ、先で議論すればいいというものはいいけれども、先で議論すればいいというわけでありまして、そういう意味ではしっかり議論をしたいというふう

に思っています。そういう意味では、大臣、それは先のことだから、そのときに国会で審議すればいいじゃないかという姿勢ではなくて、やはり今考えられる可能性については、もっとあのときに仕組みをきっちり

りやっておけばよかったな、まさかこんな時代にならうとはだれも想像しなかったと、コンピューター社会というのはそこまで動くわけでありまして、ただいま、我々の限りを尽くして、人知の限りを尽くしてやはり検討する責任が国会に課せられておるんじゃないか、私はこう思つておるわけ

です。そういう観点で、ちょっと最初のテーマとして、今回の仕組みは住民基本台帳法の法律の枠の中でやられるわけでありまして、一つは目的です。今回の住民基本台帳の改正法案ではこの目的は変えない、こういう話であります。この点については、本会議でも大臣と議論させていただきましたけれども、大臣は、住民基本台帳の基本的な枠組みは維持しつつ本人確認のための仕組みを付加するものであつて、法の目的に沿つたものだ、したがって、この第一の目的は

変える必要はない、今回、むしろこの目的に沿つた改正をするんですよ、こういうお答えをされました。私はこの部分はまだに疑問に感じてお

ります。それで、さっきから言っているように、まさに我が国の行政の中で大変な出来事だ、大臣はそうでもないとおっしゃるが、私はまさにエポックメイキングだと思つておるから、そういう意味では、大きな出来事だ、さっきから言っているように、一回総点検してみよう、要がある、さっきも言いましたように、これから下手をすると番号管理社会になるかもしれない可能性をはらんだ世界に、一歩踏み込むわけでありまして、法律の趣旨、目的というものはきっちりしと点検をしておく必要があるだろう、将来法律を改正するときでもその目的というものはやはり極めて大事だというふうに私は思っています。

新しい仕組みをこの法律を改正して、例えば納番にしても年金番号にしてもそうでありまして、けれども、そういうものを活用しようとしたときに、どういふ観点で法律改正をしていいの、かということとはやはりスタートのときにきっちり議論してお

りや。二五

かなきゃならぬだろうと私は思うんですね。

そういう意味では、この法律の目的というのは、「この法律は、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他」ずうっとありまして、「住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的行う住民基本台帳の制度を定め、もつて住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。」この目的は変えない、変えないどころか、今回の改正もこの目的に沿ってやるものだというように大臣確認させていただきたいんですが、それでよろしいですか。

○野田(総)国務大臣 まことに御指摘のとおりでございます。住民基本台帳法は、その第一条「目的」というところで、市町村において住民に関する記録を正確かつ統一に行う住民基本台帳の制度を定めることにより住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することが目的と、この規定をいたしておるわけですので、まことにそのとおりであると思えます。

それで、特に今回の住民基本台帳ネットワークシステムの構築というのは、全国的に市町村の区域を越えた本人確認ができるような仕組みを付加するものでありますけれども、市町村が住民基本台帳制度を運営するというこの制度の基本的な枠組みというものは変更はしないということでありまして、

さらに、国の行政機関が本人確認情報を利用した事務処理を可能とすることによりまして、住民の利便を増進するとともに、国の行政の合理化にも資するものであると、このことをごさいます。したがって、住民基本台帳ネットワークシステムの構築というのは、あくまでも現行の住民基本台帳法の目的の範囲内におこなわれるものでありと認識をいたしております。

○榎屋委員 今回の改正法案の内容を見ますと、

先ほどから議論が出ていますICカード、住民票カードですね。この利用について、もろもろ各自の治体の条例でもって定めるといことになっておりますけれども、その道が開いている。これは、場合によっては限らない、いろいろな住民サービスがあるわけで、そこは、例えば今大臣が御説明されたこの第一条の「目的」、「もつて住民の利便を増進する」というところで読み切られるのかどうか。私は、ICカードというのは、高齢者の保健、福祉、医療サービス等に、また後ほどお話ししますが、後で議論はちゃんとしてまいりますけれども、多分大きな影響を与えるだろうと思っておりますが、そういうことまでこの「住民の利便を増進する」ということで読み切られるのかなと。

あるいはまた、今回の法改正では、新たに県の役割というのが、今までの住民基本台帳の仕組みとは別に県の役割が入ってきます。都道府県という役割が入ってくる。そうしたことが果たして私はこの「目的」だけで読み切れるんだらうか。この「もつて住民の利便を増進する」、これで全部読み込むのかどうかちょっと確認を。

私の理解は、この法律をどう読んでみても、住民登録、住民の住所に関する届け出等の簡素化を図るとい観点で、そうした作業の利便を図るといように読むのではないかと、そのまことに住民登録、住民基本台帳、住民票のその処理をめぐって、それに係る利便ではないのかというふうに思っています。それをちょっと超えているんじゃないか、その超えた部分もこの利便で読めるのかどうか御見解を伺いたいと思えます。

○鈴木(正)政府委員 住民基本台帳カードにつきましては、これは、このシステムにおいて、例えば住民票の写しの広域交付あるいは転出入手続の簡素化という場合に大いにその実施のために役立つ、そういうものでカードというものをネットワークシステムにおいて位置づけておられますので、先ほど申し上げました趣旨そのものというところで目的の中に入るのだと考えております。

都道府県の役割は、広域的な地方公共団体という点に着目いたしまして、市町村の区域を越えて、さらに都道府県の区域を越えさせたい。それで、広域的な住民基本台帳ネットワークシステム、広域交付あるいは本人確認情報の提供という場合には、やはり広域的な団体である都道府県の役割ということになりますので、これに都道府県が調整の役割を果たすことも、この中で住民基本台帳制度を定める、その制度をより効果的に運用することによって目的の中に入っていると考えております。

○榎屋委員 では、違う確認をしますと、「もつて住民の利便を増進するとともに」というこの住民の利便を図るといことは、いわゆる住民票の分野に關して利便を図るといことなんですか。それ以外に幅広い行政全体をも指して言っている意味なのか。その見解はどうでしょうか。

○鈴木(正)政府委員 「もつて住民の利便を増進する」というのは、究極の目的として住民の利便につながるということをごさいます。住民基本台帳事務及び国の機関等に本人確認情報を提供することによる利便も入ります。

というの、ちょっと御説明させていただきまして、住民基本台帳制度ができたときに、届け出がそれぞれ行政手続ごとに別である、台帳も別であるということ、住民の方の不便もあるし行政の効率化も阻害されているということ等、それが主な制度の目的でございます。

○榎屋委員 で、それから、今の局長の御答弁では、この住民の利便を図るといことは、やはりここに書いてある住民の居住関係の事実確認といいますが、そうした住民の事務を処理するとい意味で利便を図るといふうには読むのが正しい読み方なんですか。今の説明ではそういうふうには読めるといふんです。

何で私はこちらまでしつこく聞かかといふと、先ほど大臣がいらっしやらないときに、政務次官が胸を張って、今回の改正について齋藤先生の質問に対して最後にどういふ所見を述べられたか、決

意を述べられたかといふと、高齢者や被災者等の弱者に対する配慮の行き届いた社会づくりを進めていく際の社会を支えるセーフティネットとなるものであるといふように私は確信しております。このようにさき政務次官はおっしゃった。

この表現というのは、もう住民基本台帳の世界からとくに離れて、今回の住民票カードあるいはICカード等を利用して次なる世界にまきに進もうとしている、少なくとも住民基本台帳法の議論をしているときの政務次官の最後の決意としては、何を議論しておるんだらうかといふことを私は素朴に感じました。直観であります。直観。そこは、大臣どうですか。まあ、大臣はいらっしやなかつた。もう一回、私間違っているかもしやなかつた。もう一回、私間違っているかもしやなかつた。もう一回、私間違っているかもしやなかつた。もう一回、私間違っているかもしやなかつた。

○野田(総)国務大臣 新しい住民基本台帳のネットワークシステムが構築され、そして、特にそれだけの当該市町村自身のネットワークの構築というだけでなく市町村のみならずの行政自身の中でもそれぞれの担当部署の中でこのことが効率的に生かされることによりまして、そういういわゆる高齢化が進んできたその福祉行政に関する業務に關してもよりスピーディーな対応が可能になるのではないかと、そういったことを踏まえての発言である、またそれに対する期待の表明であるといふふうに思えます。

しかし、広く言えば、そのこと自身が自治体自身の行政事務の合理化なり簡素化、効率化ということに大いに役立つといふことは何人も否定し得ないことだ、私はそう思っています。そういう意味で、福祉行政に關する業務がさらに充実され、そしてスピーディーな対応ができること、これは、そういう思いで政務次官が御答弁を申し上げたのではないかと今話を承りながらそのように感じました次第でございます。

○榎屋委員 大臣、そのときにいらっしやなかつたからそのように御説明をされるのでしやう

が大変元気がいいに胸を張って決意を申され
たわけでありまして、今の大臣のその御説明、多
分政務次官はこう思ったんじゃないか。確かに、
高齢社会、おじいちゃんやおばあちゃんがふえ
る。当該市町村を越えて他市町村でも広域的に住
民票の写しがもらえる、交付してもらえらる。あ
るいは、転出転入のときに今まで二回だったものが
一回で済むよ、役所へ行くのは一回で済む。その
利便性、その利便が向上するだけで果たしてセー
フティーネットという言葉になりますか。もっと
違う思いがあるんじゃないか。

きょうずと二日の議論を聞いていまして、今
回のこの住民票コードそれからICカード等を活
用して、まさにセーフティーネットと思われるよ
うな分野にまでこの住民基本台帳の世界が踏み込
むのではないかと。私は踏み込んでいいと思っ
てますよ、場合によっては。だから、本当にその
ところはちゃんと、いやいや、そういうことを言
うとプライバシーの問題に関するからそれは言え
ないんだ、それは先の問題でしよう、まずは今回
乗り越えておいて、番号さえ導入すれば何でも
できる、次は国会でちゃんとやるんだから問題ない
じゃないかという、小さく産んで大きく育てるみ
たいなことではなくて、そうではなくて、私は、
やはり入り口を開く今のときに、趣旨、目的ま
でちゃんと明確にした方がいい。

私は、ある意味では将来の住民基本台帳を、I
Dカード等さつきから納番とかいろいろ出してい
ます、そうしたものが利用するであらう、だが考
えたくて利用しますよ、それを利用するというこ
とを想定して目的規定ぐらいいまではちゃんと検討
するという姿勢があった方がいいのではないかと
いうふうには私は思っています、いかがであ
りませう。

○野田(義)國務大臣、まさにこの目的規定に合致
しているのではないかと、いうふうには実は感じま
して、例えば、介護なんかに関してもかなり広域的
な対応をしなければならぬというのはいくらも
な予想しているわけで、その中でこういうツス

テムが上手にうまくそれぞれ活用されていくとい
うことになれば、ある意味では介護システム、介
護制度そのものが幅広い意味での社会のセーフ
ティーネットだという表現が現にあるわけであり
ます。社会保障システムというのはいまに社会の
セーフティーネットを構築する要素であるとい
うのは、これは大体一般によく使われていること
ではないかと思えます。そういう意味で政務次官が
そういう表現をしたのだからと思うんです。

そこで、この目的規定のところについて言え
ば、まさにそういう広域化している中で住民の利
便が増進されるということにも役立つわけであ
り、あわせて自治体の福祉行政等々それに関連す
る業務のまさに合理化、効率化ということにも資
するわけでありまして、まさに合目的だといま
すか、まさにこの目的規定に合致している今回の
改正の中身ではないかと思っております。

○榊屋委員、もうこれ以上の議論はいたしません
が、「もつて住民の利便を増進する」とあるのは一回
及び地方公共団体の行政の合理化に資する」とい
うことは、今の大臣のお答えであります、住民
基本台帳事務以外にさまざまな行政を全部包含し
た概念だという御説明ですね。

ですから、それは、この「住民の利便を増進す
る」とあるのは「地方公共団体の行政の合理化に資
する」という観点では、これから先さまざまな法
改正もその趣旨に沿って行われるということであ
りませうから、ちょっと私は、これはまた議論
をいたしますが、今の大臣の見解、この第一集
をそろえたことと読むというところで果たしてい
いか、大きな懸念を現在のところでは表明し、また
次の議論にさせていたがだいたいと思えます。

か。恐らく、データベースにはそれぞれID番号
があるわけでありまして、そのデータベースの
数だけ私たちに番号がいろいろあるところでは付
されているというふうに思われるわけでありませ
う。リンクするものではないにしろ、一つの住民
基本台帳という個人のオンライン化された番号が
できるということで大変危険をするのは、やはり
データのマッチングということですね。

確かに、合理化を図るということで、データ
ベースがそれぞれあって不合理だ、それはどこか
一本に結ばばこれは行政上の観点からいくと
見やすい話はないわけでありまして、ただ、デー
タベース同士がマッチングされまして、今回の住
民票コードでマッチングされることを私は最大に
懸念をするわけでありまして。そうしましたら、あ
りともある情報が、まさに私たちの情報が、行
政の情報だけでもさまざまな情報があるわけであ
ります。

先日、私、年金の問題でちょっと現場へ行って
話を聞きましたけれども、年金サイドが持ってい
る今の年金番号、今二つ、三つあってそれを一本
にするというので大変現場は苦労しています。ど
れぐらいデータが入っているんだと聞きましたら
ら、それはもう年金のデータベースに入っている
我々の個人情報だけでもさまざまなものがある。
大体、どこで結婚し、どこで離婚をされて、どう
やって仕事をしてどのぐらい収入があるかという
ことは、もう一目瞭然でそこでおわかれるわけであ
りまして、もう一目瞭然でそこでおわかれるわけ
であらう、そういうデータベースがマッチングされ
るといふことは、民間じゃないですよ、行政の
データベースがマッチングされるようなことが
あったら、本当に私たちの情報は丸裸になるな
という危険を持っています、ネットワークでありま
す。

そういう意味では、ネットワークで研究会で、こ
れは平成八年三月に出された報告書であります
が、「ネットワークシステムからコード等のデー
タ提供を受けた行政機関は、当該データを基礎と
して構築するデータベースと他のデータベースと
を電子計算機処理により結合してはならない」、

こういうようにすべきだという報告が出ているわ
けであります、この部分はこの法案ではどのよ
うに整理されているのか、お伺いしたいと思います。
す。

○鈴木(正)政府委員、お話しの研究会において、
諸外国の事例なども踏まえ、また、我が国におけ
る個人情報保護制度の現状を分析した上で、今お
話のありました指摘がなされているところでござ
います。私ももといまして、その後、各界
の代表者、有識者による大臣主宰の懇談会、ある
いは国会での御議論、各方面の御意見を踏まえま
して、システム構築に向けた検討を行ってきたと
ころでございます。

今回の改正法案におきましては、本人確認情報
の提供を受けた国の機関等は、法令で定められた
目的以外の目的のために本人確認情報の利用また
は提供をしてはならないというふうにしたしてい
るところでございます。この本人確認情報の目的
外の利用、提供の禁止ということ、それにより
まして、法令で規定された目的を超えてデータ
照合を行ったり、またはデータ照合のために
データを提供するということは、本人確認情報の
目的外利用、提供に該当しますので、これは規制
される、できないということでございます。

○榊屋委員、そうすると、わかりやすく説明して
いたがだいたいですが、このネットワーク研究会
の報告書で出されたデータベースの結合、これは
行政情報でもないようにしようということであ
りますか、それは買かれていますか、ということ
なんです、本当に、もう一回ちょっと。
○鈴木(正)政府委員、本人確認情報の提供を受け
た国の機関等でございますが、それにつきまして
は、研究会の考え方は買かれておりまして、デー
タマッチングをしてはならないということござ
います。
○榊屋委員、わかりました。ちょっとそれは、も
う一回詳しく確認をさせていたがだいたいです
が、もう一回ここで確認しておきたい。
局長、それは、データベースは、

できないということ、法案の条文としてはどこにきちと書いてあるわけですか。もう一回教えてくだされ。

○鈴木(正)政府委員 個人情報、本人確認情報の提供を受けた国の機関等でございますから、三十三条の三十四で、受領者というのは国の機関等ですが、当該事務の処理に個人確認情報の提供を求めるところとされているものとの差行に必要な範囲内で、受領した本人確認情報を利用し、又は提供することとし、当該事務の処理以外のために受領した本人確認情報の全部又は一部を利用し、又は提供してはならない。このように定めを置いております。

○榎屋委員 だから、データベースの結合はできないということですね。私は、ここは一番大事な部分だろうと思っております。お役所に対して国民が本心に信頼をしなければいいわけでありませうけれども、こういう時代、国民がお役所をどれぐらい信頼をしているかという、私はなかなか厳しい状況があるだろうと思っております。我々の知らないところでもさまざまなデータが、データベースで上がります。

これは、データベースのマッチングというのは本当に見やすい話でありまして、住民票コードが一つできたことにより、考えようによってはありとあらゆる作業ができるわけでありまして、私も役人の端くれをしておりましてからわかるのですが、もうこのデータベースとこのデータベースを絶対ひっつけない、のどから手が出るほどひっつけないと思うのですよ。その力というのは間違いない加わってくる。それは大臣おっしゃったように、役人でありませうから、最初から悪いことをしようなんて思っているわけじゃないのです。住民のサービスを向上するためには、この情報はひっつけた方がいい、データベースをつくらなければならないというふうに絶対思っているわけでありませう。……(発言する者あり) やった本人が、いや、私はそういうことをしてやりませんけれども、そういう役人の、現場で仕事をされる皆さん方の力

学というのは、本心にそういうふうに向くかどうか、したがって、今の話は絶対に法律で禁止されているということでありませうから、一応は安心するわけでありませう。

もう一つは、やはり心配なのは民間ですね。民間の、特に金融機関あたりはこのデータベースが流れると本心に大変なことになるわけでありまして、特に金融機関、ここへ流れば丸裸になるといふふうに思っているわけ、これは民間は利用を禁止されております、住民票コードを利用したデータベースを作成してはならないというふうになつていませうね、民間は。

逆に言うと、私は行政機関はできるのじゃないかと思つたのですが、今の御説明では、行政機関もデータベースをつくることはできないと、本心に何度か確認して申しわけないのですが、住民票コードを利用して行政は、どの部分であろうと、国であろうと都道府県であろうと市町村であろうと、データベースをつくらぬということですね。このように理解していいのですか。

○鈴木(正)政府委員 市町村などが、それぞれの行政主体が法令で定められた事務処理を行うに当たって、本人確認情報のいけば電子計算機処理を行うことが事務処理の効率性の観点から適当でありまして、その前提として、住民票コードを内容とする本人確認情報をデータベース化する必要がありませう。この場合においても、本人確認情報の目的外利用が禁止されておりますので、法令で定められた事務処理以外の目的のために住民票コードなどの本人確認情報をデータベース化することは認められない、禁止されている、こういうことでございます。

○榎屋委員 繰り返しの質問で申しわけないのですが、これほどの設備投資をして、ある意味では逆に、データベースをせびつくりたいというふうな思い、さっき申し上げたような気持ちで働くわけ、本心に大丈夫かなと、国、都道府県、市町

村を通じてそれはいいということであればそれで安心するわけでありませう。

私、何でもこんな質問をしておるかという、今の現場での個人情報の流出事件というのはさまざまあるわけでありませう、現実の企業活動において、個人情報収集活動というのはさまざまのものがあつた、名簿屋といひますか、さっき名寄せという話もありましたけれども、それはもう大変な勢いでありまして、当然ながら、行政の持っているデータベース、これをいかに手に入れるかということ、これはこれからの制度が始まれば、恐らくそこがそうした分野の大きな関心事になるんじゃないか、私はこう思っているわけでありませう。

今まで、どうでしょうか、市町村の不祥事、住民票がばさつと外へ漏れてしまったというようなこと、事件は幾つか私は新聞情報で聞いているのでありませうが、そうした事件というのは今までに何度かありませうでしょうか。

○鈴木(正)政府委員 住民基本台帳の関係で、最近において、情報漏えいというんですか、それに関係する不祥事でございますが、平成六年に、ある市におきまして、廃棄すべき旧閲覧用の台帳の管理不徹底のためにコピーが外部へ流出した事件が発生しております。また、平成四年に、ほかの市でございますが、閲覧時の監視体制の不備によりまして、閲覧用のマイクロフィルムが閲覧の最中に外部へ持ち出される事件が発生をいたしております。

○榎屋委員 最近はその二件ぐらいですか。

○鈴木(正)政府委員 主に大きいのはそのように承知しております。

○榎屋委員 小さいのまで伺いたいところでありませうが、外部に漏れてどこへ流れたか、教えていただけますか。平成六年、外部にどのぐらいの量が漏れたのか、どこへ流れたのか、教えていただけますか。

○鈴木(正)政府委員 平成六年のケースでございますが、マスコミの方が市役所の方に来られて、

閲覧用の住民台帳のコピーと思われる紙を数十枚、さらにもう一枚が提示されたということで、調査の結果、外字の特徴から、その市の電子計算機によってデータ処理された住民台帳のコピー、こういうふうに判明したということでございます。……(発言する者あり) データ量はわかりませう。

○榎屋委員 また後日でも結構です。事件の概要も知りたいと思つてますが、恐らく私は、これは外部の名簿業者あたりに流れたのではないかと、やはり流れるのはもととニーズがあるから流れるわけでありませう、必死になって企業活動ではこうしたものを求めているということがあるわけですね。

大臣は本会議の中で、本心に罰則等も重たくしている、こういう御説明もありましたけれども、この制度が始まれば、住民票コードをいかにして手に入れるかと必死になっておらるる者がいる、おらわれているんだという認識のもとに私たちは仕事をしなきゃならぬと思つてます。

既に最近でも、結構大きいものでも二件ぐらいの流出事件があるというふうなことでありませう、今度はおんライオンでみんなつなごつていられるわけでありませうから、よその情報を全部とれるかどうかはわかりませうけれども、どこかに一つ穴があれば全部流れちゃうんじゃないかという心配もするわけでありませう、それをねらっている人は必ずいる。そのねらっている人たちの技術というものは我々の想像をはるかに超えたものを持っておられるということがあつたわけでありませう、大変に私はその辺を危惧します。

それで、もう一つ確認しますが、民間機関において禁止されているのは、あくまでも他へ提供するためのデータベースをつくらせようと思つて、自社内部でデータベースは幾らでもつくつてもいいわけですね、手に入つたものは、外へ出ない限り、流れない限り、表に出ない限りわからぬわけでありませうから、私は本心に、まさにブラックの世界でどんなことが起きるのか、大変に心配をするわけでありませう。

もう一つ確認であります。今回、各市町村の現場を考えると、既に九〇%以上電算化をされているという説明は何度も受けているわけであり、既に電算化されたシステムが各市町村にあるわけであり、それに今回新たな、全国統一といえますか、四情報プラス住民票コードの住民票ネットワークシステムが加えられてくるわけでありまして、これは各市町村の現場では完全に分離されるということでは理解していいですね。

市町村が今まで自分のところで住民票のデータベースをつくって、しかもOA化している、電子計算化しているところについては、今回の仕組みが入ってくると、そこは別に分けてうまくできるでしょうか。ちょっと具体的な御説明を。概略だけで結構です。

○鈴木(正)政府委員 このシステムは、それぞれ各市町村の既存の住民台帳システムと全国ネットワークの間にコミュニケーションサーバーというものを新設いたしました。それを介して全国的にネットワークするというものでございます。

住民基本台帳システム、市町村のものには本人確認情報以外のネットワークで使えない個人情報も入っておりますので、個人情報保護ということを最大限考えまして、既存の住民基本台帳システムと各市町村のコミュニケーションサーバーと直接接続しないという方向で検討をいたしております。

○榎屋委員 まさにコミュニケーションサーバーというものが極めて大事になってくるだろうと私は思うんですが、住民票コードを新たに導入するわけでありまして、今までそれぞれ市町村がやり方になっていた住民票のシステム、これも当然ながら各市町村としては、恐らく今まではID番号は何かのものがあろうと思いますが、それを要えたいと思うんです。そうすると、どこかで接続した方が一番見やすいわけでありまして、それはせずに、フロッピーが何か、バッチ処理が別々にやるということですか、行ったり来たりはうまくいくんですかね。

○鈴木(正)政府委員 技術的なお話になります。ファイアウォールをかざした上で、技術的に遮断する仕組みをかざした上で、基本台帳システムとコミュニケーションサーバーとは、ある時期にそのデータの、四情報プラスコード付随情報をコミュニケーションサーバーに保有させる、こういう仕組みでございます。

○榎屋委員 だから、それはつなぐということじゃないですか。その時点ではつなぐわけですね。何かのセキュリティの仕組みはかまざるけれども、一時期はつなぐというつもりで、断の仕組みをかざした上で、付加した上で、それでつなぐんですが、直接接続という方式ではない、こういうことでございます。

○榎屋委員 時間があつたらちよとやりたいんですが、ファイアウォール、僕はちよとそこまでコンピュータに詳しくないんですが、具体的にどうするんですか。ラインで結ぶわけじゃないんですか。ここにいらつしやる人、皆さんわかっておられるのかな。皆さんわかっておられれば結構なんですが、私がわからぬものであります。

○鈴木(正)政府委員 住民基本台帳のシステムとコミュニケーションサーバーとの、流れるときに、いわばダムのようにせきとめる仕組みをつくりにまして、それで何重にもそのほかのデータが出ていまして、そのシステムでコミュニケーションサーバーに本人確認情報を保有させる、こういうことでございます。

○榎屋委員 余り小さいシステムまでここで議論するつもりはないのでありますが、しかしつなぎの部分というのは、大臣、コンピュータで一番怖いの通信ですから。通信というのはよくわからぬのです。私もわからぬのです。自分でコンピュータを使いながら、インターネットを初め通信となると全くわからなくなるわけでありま

す。私は、ここにいらつしやる方々もそうでありますが、ぜひその辺の部分は現場で、しかしこういふものはまだないわけですね。できれば、デモと見たいです。こうしたシステムがもし参考に見られるようなところがあれば御紹介いただきたい。我が委員会でも、そうしたものはしっかりこの目で確認しないと、少なくとも我々素人から見てもこのセキュリティは大丈夫だ、こう思えるようにならないと、今のその部分が、さっきの話じゃありませんが、ある役場で、役場が市町村かわかりませんが、市町村のかわかりませんが、ばさつとなくなったと言っておるわけですから。

そういうことがこの移行期に行われれば、大変な情報が漏れるわけでありまして、ぜひそういうところがあれば、委員長にお願いしておきたいんですが、その辺もはっきり、我々が理解できるもので一回見た方がいいのではないかと、また理事会等でお諮りをいただきたいと思っております。よろしいですか、委員長、場合によってはデモぐらいを見るというような活動もされた方がいいのではないかと。理事会でまた検討いただけますか。

○坂井委員長 理事会で話題にしてください。○榎屋委員 さてそれで、時間がなくなつてまいりましたので、今度は現場の市町村の立場から今回のこの改正をどういふふうに見るかという問題であります。今回はいろいろな議論がなされていまして、せっかく現場でやっていると決まっておりますが、さつぱり現場でやっていると決まっております。上から全部押しつけてしまふんじゃないか、こういう印象を受けている感もあるわけでありま

す。この点については、大阪府の高槻市議会から提出された意見書では、地方からオンライン化を求める要望が上がっていないじゃないかというように指摘もあつたようでありまして、地方自治体にも説明がない、これはどの大きな改革に当たつても十分の説明がないという声もあるようでありまして、こうした実感をどのように把握してお

られるのか、お伺いしたいと思います。

○鈴木(正)政府委員 地方団体からの要望あるいは意見でございますが、全国市長会からは、平成九年十一月に、ネットワークの整備を推進するため早期に住民基本台帳法を改正するという要望をいただいております。また、全国町村会からは、平成九年の十二月に、法改正を早急に行い、制度化を図るとの要望をいただいております。全国知事会からは、平成九年三月に、住民基本台帳ネットワークシステムについては、住民サービスの向上、行政の効率化、高度化に資するものとの御意見をいただいております。

また、地方団体からの意見聴取でございますが、先ほどのネットワークの研究会には、地方団体の実務者、市区町村の担当課長さんにも入っております。また、懇談会の際には、地方公共団体の長にも御参加いただいて、意見をお聞きいたしております。

また、これまで基本台帳法の一部改正法案というものを平成九年六月に公表、あるいは平成十年の二月に法律案の骨子を公表いたしました。また、三月には、国会に提出した法律案の参考資料など、これらを都道府県を通じて市町村へ配付し、また各市町村の首長さんあるいは議長さんに対しまして、法案の概要を直接送付して紹介をいたしております。制度の概要につきましては、各市町村においても十分御理解いただいております。

また、一部の市町村におきまして、最近、住民票の写し等の広域交付あるいは地域カードシステムについての検討がなされているところでございますが、全国的な広域交付あるいはこのネットワークシステムの稼働時期といったこととの関係もありまして、限られた市町村同士での広域交付の実施あるいは地域カードシステムの導入というものをちよと様子を見ているということで見合せている団体が出てきておまして、そういう状況のところでは非常に支障も出ている、こういう状況でございます。

○樹屋委員 今も話がありましたけれども、全国市長会あたりからもその要望が出てきているというところでありますが、今の御説明の中で、住民票の広域交付ということはよろうと思ったけれども見合わせているところがあるという話でありましたけれども、既に今の住民票コードがないこの時点で、共同で広域で広域交付、広域の住民票の写しの交付というのほうもやられているところがあるというところですか。もしその辺の情報がありませんから、詳しく教えていただきたいと思えます。

○鈴木正三政府委員 非常に限られた市町村同士で、例えば一部事務組合という形をとって、そこで広域的な住民票の写しの交付ということで住民の方の要望にこたえているというところはあります。

○樹屋委員 今回のシステムの最大の売りは広域で住民票の写しの交付が受けられるということですが、既に現在でもやられているところがあるというところで、私も認識を新たにしたところがあります。何もこのシステムがなくても、やろうと思えば、今は一部事務組合、こういう話がありましたけれども、そういう知恵も出せる、やろうと思えばできたんだということでもあります。もちろん、今回のこの仕組みが動き出している以上、その様子を見ているという状況もあるのではないかと、ちょっと認識を新たにいたしました。

それからもう一点、財政的な問題であります。市町村にとつては、今回の新しい仕組みが導入されることによつて、また導入のときの経費あるいはランニングコストについて市町村の負担があるのではないかと、これもまたあるのではないかと、こうしたソフト開発あたりは、先ほどから、介護保険のシステム開発だけでも大変なお金がかかるという話がありました。その辺は市町村が一番心配をされます。住民基本台帳の事務は現行でも一応地方交付税で措置されるというふうに私は理解をしておりますけれども、設備投資さらにはランニングコスト、それから都道府県、今回は県が新たに入ってきますね。県が入ってきて、県

が指定情報処理機関、処理センターに委託をするというような経費が新たに必要になるわけですが、ここはこの制度が改正された際には交付税できちっと措置をされるというふうに理解していいですか。

○鈴木正三政府委員 お話のように、このシステムに関係する事務は都道府県及び市町村の事務というところがございます。それに要する費用は都道府県、市町村の負担となるものでございます。自治省といたしましては、本法律家が成立した段階におきまして、それぞれの地方団体がこのネットワークシステムの構築に円滑に取り組みができるように適切な財政措置を図っていくというところで検討してまいりたいと考えております。

○樹屋委員 先ほどから、九〇%以上のところが既に独自のコンピュータシステムを導入しているわけでありまして、今回国が全国共通の仕組みをいれられる、それで本当に手戻りになったりもだになったりするところはないのかなどという点は大変私も心配をしておるのですが、そこはつぶさてこれからは検討していきたい、こんなふうに思っております。

さてもう一点、ICカードの問題であります。これもやっぱり議論をしたいと思っております。私自身もICカードを現場で導入する仕事をすることがあります。何度かしかけたけれども、ことごとく、成功したとは言いがたい状況であります。

それは、さまざまな原因があったわけでありまして、ICカードの市町村行政の利用状況であります。果たして本当にうまくいっているかどうか。今回、もちろんどういった内容をやるかというのは市町村の条例でということでありまして、私は、何といいますが、市町村がICカードを利用するということとはなかなか難しい悩みが出てくるのではないかと気がいたします。

それは、現在のICカードが、民主党の岩國先生、出雲市の話がよく出ますけれども、私は、出

雲市は大変にこのICカードで大成功し、住民の利便が大変に向上したという実感になっているのかどうかというところ、ちょっと首をかしげて一人でありまして、ICカードの市町村行政の利用状況、さらには本当に成功しているのかどうか。新しい仕組みを今回仕込まれるわけでありまして、その辺は自治省としてはどういうふうか。認識しておられるのか、お伺いしたいと思います。

○香山政府委員 お答え申し上げます。

ICカードについてでございますけれども、自治省の情報政策室というところでコミュニティネットワーク構想というのを進めておりまして、その柱の一つといたしまして、ICカードを使う地域カードシステムの標準的モデルというのを作成して、市町村に普及するというような事業も行ってまいりますけれども、平成十年の四月現在で、この地域カードシステムというのを導入された地方団体が十三ございます。それから、その他独自のシステムを開発された市町村が十四ございます。現在、ICカードが行政に活用されておるといふのは二十七団体という状況でございます。

率直に申し上げまして、いまだこのICカードの行政への活用というものは、はしりの段階というふうに申し上げるべきでございます。華々しい利用状況とは申せませんが、私どもの地域カードシステムによって発行されたカードの枚数は現在十六万枚になっておりまして、前年度に比べて二万枚、一昨年に比べて五・三万枚というよう形でございます。導入いたしました市町村では着実に増加が図られておるといふふうに考えております。

今出雲市の例をお引きになりました。出雲市の場合は、御承知のとおり、平成五年から児童カードというのが運用開始をいたしました。約九千四百人にカードが配られております。それからまた、平成九年からは、十八歳以上の方を対象とする市民カードというものが運用をしまして、これ

は五千五百人に今カードが発行されているという状況でございます。救急情報の照会とか健康情報の管理等に利用可能なほか、住民票の自動交付、こういったものに利用ができるような状況になっております。これは率直に申し上げまして、成功しているかどうか、私も申し上げにくいところがありますけれども、市の担当者等にお伺いいたしますと、思いのほか利用者が広がっていかない、そういう状況にあることも事実でございます。

いずれにいたしましても、このシステム、普及定着するに従いまして、窓口事務だけではなくて、保健、医療、福祉、救急とか、そういった利用分野が広がれば広がるだけ値打ちが高まっていくというふうなものでございまして、私も、地方団体の積極的取り組みをこれからも支援していきたいというふうに考えておる状況でございます。

○樹屋委員 今の答えは大体私の認識と同じであります。はしりと云われた部分はちょっと私と認識が違いますね。はしりどころではない。ICカードというのは何年も前から、私がまだ役人としておる時代でありますから、国会議員になつただけでも五年です。その数年です。十五年ぐらいからこのICカードは、その辺ははしりです。今も走り終えています。走り終えて、十三、十四で足して二十七で十六万。

私は、ICカードというのは、さっき政府次官の話を掲げ足を取ったように恐縮なのですが、セーフティネットというぐらいいろくろく言われるような、多分この部分はこのICカードのことを言われていると思うのです。だが、そんなことではないのではないかと。私に言わせると、走り終えているICカードが、今から皆さん方自治省が穴をあけられるわけでありまして、全国三千三百の市町村でやろうと思えばできる穴をこれもあけられるわけでありまして、扉は開かれるわけでありまして、セーフティネットと言え

ぐらい何か見えてきているのかというところ、私はなかなか難しい問題があるのではないかと思いますが、重ねて将来をお聞きしたいと思えます。

つながらるものなのかというところは、今の段階からするとなかなか難しい問題がある。以上に、国民から見ると、それこそ国内のベースポートを持たされて、こんな印象を与えるわけでありまして、そこに本当に扉を開く価値があるのかどうか、これはしっかり議論しなければいけません。

民の負担軽減、サービス向上を図るためのさまざまな活用ができると思っています。しかし、このような効果は必ずしも住民基本台帳の高度化、ネットワーク化の必要性を絶対化するものとは言えないと考えるのが正しいです。先がたもありません。

アップができるのか、そういうものがあります。なかなかこれらは数値化することが難しいものではないかと思えます。そう言った全体の効果というものを厳密に試算することはなかなか難しい面があることを御理解いただきたいと思えます。

○香山政府委員 回答を申し上げます。なかなか難しいお尋ねでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、ICカードというのを使いますと、これは要するに、非常に偽造が難しいとか、情報を読み取りにくいとかいう高度のセキュリティ機能を持っておりまして、また何よりも大きな記憶容量を持っておりまして、また何よりもこのネットワークを大きく組み立てることによりまして、保健、福祉、医療、さらには通常の日常の行政サービス、あるいは民間サービスとも連携したような形で、幅広い大きな行政サービスの向上あるいは住民の利便の向上というのが図られるという問題だと考えております。

○坂井委員 次は、知久馬三三子君。一番最後になりましたが、皆さん大変お疲れのことと思っておりますが、最後までのおつき合いをよろしくお願いたします。

○鈴木(正)政府委員 このシステムを導入する場合作りのコストとメリットということについて、さらに厳密な検討をということでございます。

○鈴木(正)政府委員 住民サイドの方のベネフィットという効果につきましては、例えば、転入手続が簡素化されますので住民の方の手続時間が省略されてくる、また、住民票の写しが広域交付ですと近いところの市役所に行けるということとで手続時間が省略できる、また、住民票の写しの交付が省略ということとでとりに行かなくてもよくなる場合があるということで、そういう時間の省略といったものを平均の人員費等を頭に置きまして一定の仮定で計算をいたしますと、住民サイドの効果として約二百七十億円が見込まれる、こういうことでございます。

私どもがこのような形で地域のカードシステムをつくる場合、これはあくまで地方公共団体がその気になって、自分たちの独自のサービスのどこまでをこのカードに統合していくかということになるわけでありまして、その自主性をあくまで尊重するわけでありまして、私どもとして、そういう地方団体の取り組みに対して少しも呼び水になりませんようにということで研究会等もつくりました、これは自治省だけではなくて、専門技術者、あるいはこの分野で特に大きな活躍が期待できます厚生省の分野の担当の方々にも参加いただきまして、例えば厚生省が開発したシステムとこういう形を統合できるようなものではないか、そういう研究もいたしております。

○知久馬委員 社会民主党・市民連合の知久馬でございます。

○鈴木(正)政府委員 このシステムを導入する場合作りのコストとメリットということについて、さらに厳密な検討をということでございます。

○知久馬委員 大体わかたようなわからぬような感じですが、本当は住民はやはり出かけるなればいけない場合もあるわけなんです、それからそういったことにもして、それはいいです、私の勉強不足かもしれません。

という形で、地方団体に対して、ICカードという形の行政サービスの活用をいいますか、発展が期待できるように努力していきたいというふうに考えておられる状況でございます。

今回の住民基本台帳ネットワークシステムをつくることを内容とする、住民基本台帳法の改正を検討することに当たっての大事なことは、何といたしても、市民にとってどのような社会的公正や市民的利益が確保されるかという視点だということを考えておられるわけでございます。

また、一層厳密に効果を試算することについては、例えば、恩給とか労災、共済年金の過払いが防止可能となるか、それから先ほどお話しが出ました、市町村等が住民基本台帳カードを活用して独自の福祉とか保健とか医療とかそういう各種行政サービスに活用できるか、あるいは大災害等が生じた場合に、市町村の住民基本台帳コンピュータがダウンした場合に四情報によりましてのバックアップができるか、そういうものがあります。

次に、私自身も小さい自治体の中で経験したわけなんです、現在の住民基本台帳の制度が、個人情報保護に開いていかに無防備かということを本当に感じます。この間もちょっと地元の方に帰って、いろいろこの件について話したのですけれども、住民票がひとり歩きするんじゃないか、何か知らない間に住民票が、いつの間にかどこかに資料に出てしまっていると言っていて、私のめい

と、そういう形で、地方団体に対して、ICカードという形の行政サービスの活用をいいますか、発展が期待できるように努力していきたいというふうに考えておられる状況でございます。

今回の住民基本台帳ネットワークシステムをつくることを内容とする、住民基本台帳法の改正を検討することに当たっての大事なことは、何といたしても、市民にとってどのような社会的公正や市民的利益が確保されるかという視点だということを考えておられるわけでございます。

また、一層厳密に効果を試算することについては、例えば、恩給とか労災、共済年金の過払いが防止可能となるか、それから先ほどお話しが出ました、市町村等が住民基本台帳カードを活用して独自の福祉とか保健とか医療とかそういう各種行政サービスに活用できるか、あるいは大災害等が生じた場合に、市町村の住民基本台帳コンピュータがダウンした場合に四情報によりましてのバックアップができるか、そういうものがあります。

次に、私自身も小さい自治体の中で経験したわけなんです、現在の住民基本台帳の制度が、個人情報保護に開いていかに無防備かということを本当に感じます。この間もちょっと地元の方に帰って、いろいろこの件について話したのですけれども、住民票がひとり歩きするんじゃないか、何か知らない間に住民票が、いつの間にかどこかに資料に出てしまっていると言っていて、私のめい

と、そういう形で、地方団体に対して、ICカードという形の行政サービスの活用をいいますか、発展が期待できるように努力していきたいというふうに考えておられる状況でございます。

今回の住民基本台帳ネットワークシステムをつくることを内容とする、住民基本台帳法の改正を検討することに当たっての大事なことは、何といたしても、市民にとってどのような社会的公正や市民的利益が確保されるかという視点だということを考えておられるわけでございます。

また、一層厳密に効果を試算することについては、例えば、恩給とか労災、共済年金の過払いが防止可能となるか、それから先ほどお話しが出ました、市町村等が住民基本台帳カードを活用して独自の福祉とか保健とか医療とかそういう各種行政サービスに活用できるか、あるいは大災害等が生じた場合に、市町村の住民基本台帳コンピュータがダウンした場合に四情報によりましてのバックアップができるか、そういうものがあります。

次に、私自身も小さい自治体の中で経験したわけなんです、現在の住民基本台帳の制度が、個人情報保護に開いていかに無防備かということを本当に感じます。この間もちょっと地元の方に帰って、いろいろこの件について話したのですけれども、住民票がひとり歩きするんじゃないか、何か知らない間に住民票が、いつの間にかどこかに資料に出てしまっていると言っていて、私のめい

と、そういう形で、地方団体に対して、ICカードという形の行政サービスの活用をいいますか、発展が期待できるように努力していきたいというふうに考えておられる状況でございます。

今回の住民基本台帳ネットワークシステムをつくることを内容とする、住民基本台帳法の改正を検討することに当たっての大事なことは、何といたしても、市民にとってどのような社会的公正や市民的利益が確保されるかという視点だということを考えておられるわけでございます。

また、一層厳密に効果を試算することについては、例えば、恩給とか労災、共済年金の過払いが防止可能となるか、それから先ほどお話しが出ました、市町村等が住民基本台帳カードを活用して独自の福祉とか保健とか医療とかそういう各種行政サービスに活用できるか、あるいは大災害等が生じた場合に、市町村の住民基本台帳コンピュータがダウンした場合に四情報によりましてのバックアップができるか、そういうものがあります。

次に、私自身も小さい自治体の中で経験したわけなんです、現在の住民基本台帳の制度が、個人情報保護に開いていかに無防備かということを本当に感じます。この間もちょっと地元の方に帰って、いろいろこの件について話したのですけれども、住民票がひとり歩きするんじゃないか、何か知らない間に住民票が、いつの間にかどこかに資料に出てしまっていると言っていて、私のめい

と、そういう形で、地方団体に対して、ICカードという形の行政サービスの活用をいいますか、発展が期待できるように努力していきたいというふうに考えておられる状況でございます。

今回の住民基本台帳ネットワークシステムをつくることを内容とする、住民基本台帳法の改正を検討することに当たっての大事なことは、何といたしても、市民にとってどのような社会的公正や市民的利益が確保されるかという視点だということを考えておられるわけでございます。

また、一層厳密に効果を試算することについては、例えば、恩給とか労災、共済年金の過払いが防止可能となるか、それから先ほどお話しが出ました、市町村等が住民基本台帳カードを活用して独自の福祉とか保健とか医療とかそういう各種行政サービスに活用できるか、あるいは大災害等が生じた場合に、市町村の住民基本台帳コンピュータがダウンした場合に四情報によりましてのバックアップができるか、そういうものがあります。

次に、私自身も小さい自治体の中で経験したわけなんです、現在の住民基本台帳の制度が、個人情報保護に開いていかに無防備かということを本当に感じます。この間もちょっと地元の方に帰って、いろいろこの件について話したのですけれども、住民票がひとり歩きするんじゃないか、何か知らない間に住民票が、いつの間にかどこかに資料に出てしまっていると言っていて、私のめい

と、そういう形で、地方団体に対して、ICカードという形の行政サービスの活用をいいますか、発展が期待できるように努力していきたいというふうに考えておられる状況でございます。

今回の住民基本台帳ネットワークシステムをつくることを内容とする、住民基本台帳法の改正を検討することに当たっての大事なことは、何といたしても、市民にとってどのような社会的公正や市民的利益が確保されるかという視点だということを考えておられるわけでございます。

また、一層厳密に効果を試算することについては、例えば、恩給とか労災、共済年金の過払いが防止可能となるか、それから先ほどお話しが出ました、市町村等が住民基本台帳カードを活用して独自の福祉とか保健とか医療とかそういう各種行政サービスに活用できるか、あるいは大災害等が生じた場合に、市町村の住民基本台帳コンピュータがダウンした場合に四情報によりましてのバックアップができるか、そういうものがあります。

次に、私自身も小さい自治体の中で経験したわけなんです、現在の住民基本台帳の制度が、個人情報保護に開いていかに無防備かということを本当に感じます。この間もちょっと地元の方に帰って、いろいろこの件について話したのですけれども、住民票がひとり歩きするんじゃないか、何か知らない間に住民票が、いつの間にかどこかに資料に出てしまっていると言っていて、私のめい

と、そういう形で、地方団体に対して、ICカードという形の行政サービスの活用をいいますか、発展が期待できるように努力していきたいというふうに考えておられる状況でございます。

今回の住民基本台帳ネットワークシステムをつくることを内容とする、住民基本台帳法の改正を検討することに当たっての大事なことは、何といたしても、市民にとってどのような社会的公正や市民的利益が確保されるかという視点だということを考えておられるわけでございます。

また、一層厳密に効果を試算することについては、例えば、恩給とか労災、共済年金の過払いが防止可能となるか、それから先ほどお話しが出ました、市町村等が住民基本台帳カードを活用して独自の福祉とか保健とか医療とかそういう各種行政サービスに活用できるか、あるいは大災害等が生じた場合に、市町村の住民基本台帳コンピュータがダウンした場合に四情報によりましてのバックアップができるか、そういうものがあります。

次に、私自身も小さい自治体の中で経験したわけなんです、現在の住民基本台帳の制度が、個人情報保護に開いていかに無防備かということを本当に感じます。この間もちょっと地元の方に帰って、いろいろこの件について話したのですけれども、住民票がひとり歩きするんじゃないか、何か知らない間に住民票が、いつの間にかどこかに資料に出てしまっていると言っていて、私のめい

と、そういう形で、地方団体に対して、ICカードという形の行政サービスの活用をいいますか、発展が期待できるように努力していきたいというふうに考えておられる状況でございます。

今回の住民基本台帳ネットワークシステムをつくることを内容とする、住民基本台帳法の改正を検討することに当たっての大事なことは、何といたしても、市民にとってどのような社会的公正や市民的利益が確保されるかという視点だということを考えておられるわけでございます。

また、一層厳密に効果を試算することについては、例えば、恩給とか労災、共済年金の過払いが防止可能となるか、それから先ほどお話しが出ました、市町村等が住民基本台帳カードを活用して独自の福祉とか保健とか医療とかそういう各種行政サービスに活用できるか、あるいは大災害等が生じた場合に、市町村の住民基本台帳コンピュータがダウンした場合に四情報によりましてのバックアップができるか、そういうものがあります。

次に、私自身も小さい自治体の中で経験したわけなんです、現在の住民基本台帳の制度が、個人情報保護に開いていかに無防備かということを本当に感じます。この間もちょっと地元の方に帰って、いろいろこの件について話したのですけれども、住民票がひとり歩きするんじゃないか、何か知らない間に住民票が、いつの間にかどこかに資料に出てしまっていると言っていて、私のめい

と、そういう形で、地方団体に対して、ICカードという形の行政サービスの活用をいいますか、発展が期待できるように努力していきたいというふうに考えておられる状況でございます。

今回の住民基本台帳ネットワークシステムをつくることを内容とする、住民基本台帳法の改正を検討することに当たっての大事なことは、何といたしても、市民にとってどのような社会的公正や市民的利益が確保されるかという視点だということを考えておられるわけでございます。

また、一層厳密に効果を試算することについては、例えば、恩給とか労災、共済年金の過払いが防止可能となるか、それから先ほどお話しが出ました、市町村等が住民基本台帳カードを活用して独自の福祉とか保健とか医療とかそういう各種行政サービスに活用できるか、あるいは大災害等が生じた場合に、市町村の住民基本台帳コンピュータがダウンした場合に四情報によりましてのバックアップができるか、そういうものがあります。

次に、私自身も小さい自治体の中で経験したわけなんです、現在の住民基本台帳の制度が、個人情報保護に開いていかに無防備かということを本当に感じます。この間もちょっと地元の方に帰って、いろいろこの件について話したのですけれども、住民票がひとり歩きするんじゃないか、何か知らない間に住民票が、いつの間にかどこかに資料に出てしまっていると言っていて、私のめい

だったのですけれども話をして、非常に憤りを感じておりました。

そのようなことで、今後、このような形で改正されて一連の番号ということになれば、本当に大変なことだということに非常に思っております。

本人確認の四情報は、住所、氏名、生年月日、性別です。市町村の固有情報であり、その所有権は市町村に、究極的にはもろん住民にもあります。したがって、コード化、ネットワーク化によるいかなる不利益も住民に対して及ぼしてはならないということは大前提でございます。

そこで、本人確認情報の利用範囲について質問いたします。

一つには、自治省は、利用範囲を法律の別表で定め、民間利用は禁止とされています。しかし、市町村や都道府県において、三十条の六、七、八に、条例に定める事務が挙げられております。

私は、条例の制定によって自治体が個人情報利用を拡大していくことについては当然一定の制限があると考えます。とりわけ警察や検察、自衛隊等、権力執行を持った行政機関への利用については制限されてしかるべきだと考えますが、自治大臣に明確な御答弁をいただきたいと思っております。

○鈴木(正)政府委員 このシステムにおきましては、都道府県についてでございますが、都道府県がその事務を行う際に本人確認情報をみずから利用する場合、また、他の都道府県または市町村がその事務を行う際に本人情報を提供するということが想定されるわけですが、各都道府県は、住民基本台帳の趣旨を適切に踏まえた上で、住民の代表で構成される都道府県議会において条例が定められた場合に限り、その条例で定める事務の処理のために本人確認情報を利用したり提供したりすることができると、このようにいたしております。

に限定されていることを確認しておきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○鈴木(正)政府委員 御指摘の改正法第三十七条第二項におきましては「国の行政機関は、その所掌事務について必要があるときは、都道府県知事に対し、保存期間に係る本人確認情報に關して資料の提供を求めることができる。」と規定されております。

御指摘のとおり、国が統計資料を得ようとする場合を想定しているものである、このように考えております。

○知久馬委員 今お答えがありましたように、その枠は出ないということですね。その枠は出ないということですね。

今回の最も重大な問題は、このシステムが、住民票コードを各府県共通の個人認識番号として使用することにより、将来、すべての行政機関をオンラインで結ぶことによりデータマッチングの危険性が生まれてくることにあると考えております。

今回の改正により、出生と同時に単一の番号がつけられ、その人が全国どこへ移転しても、あるいは姓を変更しても変わらない番号となるということなんです。各行政機関がこの番号に統一したり併用したりすることは十分考えられます。また、この番号によって他の行政機関が保有する情報にアクセスして、さらに情報を結合することも起こり得ると考えられます。そういう意味で、この住民票コードは情報結合のマスターキーの役割を果たすこととなると思うのであります。

改正案では、行政機関等は受領した本人確認情報を法律で定められた事務以外の目的には利用してはならないと規定していますが、法律で規定すればデータマッチングも可能となります。違反については罰則もなく、国民に中止請求権を与えるシステムともなっていないと考えますが、御見解をいただきたいと思います。

と思っておりますので、ひとつよろしくお願いたします。

○野田(毅)国務大臣 今回の改正法案におきましては、今御指摘されましたように、都道府県それから指定情報処理機関または本人確認情報の提供を受けた国の機関等は、法令で定められた目的以外の目的のために本人確認情報の利用または提供をしてはならないということにしてあるわけでございます。

本人確認情報の目的外の利用、提供の禁止という規定によりまして、今後とも、法令で規定された目的を超えたデータマッチングまたはデータマッチングのためのデータ提供自体が本人確認情報の目的外の利用、提供に該当するわけで、これは規制されることになるわけでありまして。

今、そうはいっても、新たな立法措置をやらなければならないのではないかと御指摘がございました。しかし、ここは立法府でございます。立法府の意思によってどういうことをお決めになるかというのはまさに立法府の判断によることであって、今回の改正法案に基づいてそういうことができるような仕組みにはない、まさに立法府がお決めになる世界であって、これほどの歯どめはないのではないかとこのように私は思っております。

○知久馬委員 大変よくわかりましたけれども、先がたも言いましたように、本当に四情報だけでしまわれるものかどうなのかということをお私にはやはり不安に思っております。これをいま一度言わせていただきたいと思います。

次に、住民基本台帳カードについてお尋ねします。

カードについては、個人が自己情報をコントロールする権利の観点から、カードの所持の任意性、カードの様式の選択権、すなわちカードの表面記載情報の選択、情報付加についての拒否権などを保障することが必要です。特に、顔写真つきカードは顔写真そのものが重要な個人情報であると思うのでございます。そのプライバシーの保護にも万全を期さなければならぬと思うのであります。

自治省は、カードの未発行や不所持、不提示などに對する差別的な取り扱いや不利益が発生することはないと再三にわたって明言されておりますが、果たしてそのとおりでしょうか。

カードがあれば窓口で読み取り機により直ちに本人確認が可能に事務手続が円滑に行われることから、カードを持っていない人が行政サービスで優先されることは簡単に想像できます。その結果、住民心理としては、持っていない人は不利益を避けるためにカードを申請することになります。このことは、言われるような任意ではなく、事実上の義務づけと同じことではないかと思っておりますが、その点についてもどうお考えか。

それから、カードの活用でも自治体独自の活用範囲に明確な定めがありません。したがって、条例で定めさえすれば健康診断の記録や血液型、生活保護や介護サービスの受給関係の情報など、先がたから出ていますけれども八千字とも言われるICの記憶領域を活用しようとすることになりま

す。これが一自治体から他の自治体へ、そして全国共通様式へ、民間病院の利用もとなると、まさに個人情報、民間利用となり、無制限な利用となっていくのではないのでしょうか。この点について大変危惧に思っているところですので、どうお考えかをお伺いしたいと思っております。よろしくお願いたします。

○野田(毅)国務大臣 住民基本台帳カードは、任意で請求した者のみ発行されるものであります。発行や携帯を義務づけられないものであります。また、このカードの交付を受けない場合でも従来どおりの行政サービスを享受するというのはこれは当然のことです。したがって、制度上も実際上もこのカードの発行や携帯を義務づけられるということにはならないと考えております。

また、市町村が住民基本台帳カードを用いて独自の住民サービスを行うという場合におきましても、四情報や住民票コード以外の市町村独自の

情報を住民基本台帳カードに記録してそのサービ
スを受けるかどうか、これはあくまでも住民の任
意の判断にゆだねられておるものであります。

○知久馬委員 ありがとうございます。

それで、最後ですけれども、本会議でもお尋ね
したわけなのですけれども、個人のプライバシー
問題に着目してその保護に努めてきた地方自治体
は少なくありません。先がたも質問の中にあつて
重複すると思いますが、個人情報保護条例
を設けている自治体はさつきもありました千四百
七団体、それから規則や規定などにより個人情報
保護対策を講じている自治体を含めると二千二百
七十三の団体で、全国の六八・六％にも及んでい
ます。中央官庁などのオンライン接続の禁止を定
めている自治体も、さつきもありましたが五百六
十五団体を数えております。それは少し少なく
なっているということでございますけれども、
まだこれだけの団体があるという事です。

選挙人名簿登録や国民健康保険など、多くの行
政事務の台帳が住民基本台帳へと一本化され、コ
ンピューター化も進みましたが、日本の行政の現
場では、部落差別や民族差別など、個人のプライ
バシーをめぐる問題が日常的に起こつてまいつて
おります。経済的に見れば非効率と思われるオン
ライン接続の禁止措置も、結婚や就職など、住民
にとって重大な局面で個人情報をめぐるトラブル
がもたらした深刻な結果に対して、多くの自治体
でこのようなことが努力してつくり上げられたと
思うのであります。

政府は、行政の情報化の推進の名のもとに地方
自治体に対してオンライン接続禁止の見直しを求
めてきましたが、こうしたプライバシー保護にか
かわる全国の自治体の努力に対してどのように評
価されておられるのか、その見解を承りたいと思
います。また、この法律と条例の関係についても
明らかにしていただきたいと思うのでございます
が、その点をどうぞよろしくお願ひします。

○鈴木(正)政府委員 個人情報保護の重要性の認
識の深まりにつれて、個人情報保護条例の制定回

体が毎年度増加している、このように考えており
ます。

それで、条例との関係でございますが、この法
律案においては、四情報と住民票コードなどの住
民票の情報を市町村から都道府県などにオンライ
ンで送信する、こういう規定を置いております
が、条例においてオンライン接続を例外なく禁止
している場合には、基本的には条例の規定を整備
していただくということが適切であると考えてお
ります。

たとえ条例が改正されなかった場合であつて
も、この住民基本台帳法に基づく規定によりまし
て、これらの情報の送信に限りましては条例上の
オンライン接続禁止は解除される、このように考
えております。

そのほかの個人情報の厳格な保護措置というも
のが条例の規定の中にございますが、そのほかの
部分につきましては従来どおり効力を有するもの
でありまして、条例そのものはなお有効である、
このように考えております。

○知久馬委員 時間が来ましたので、これで終わ
らせていただきます。ありがとうございます。

○坂井委員長 この際、参考人出頭要求に関する
件についてお諮りいたします。

本案審査のため、参考人の出席を求め、意見を
聴取することとし、その日時、人選等につきまし
ては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御
異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂井委員長 御異議なしと認めます。よつて、
そのように決しました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、
本日は、これにて散会いたします。

午後七時五十一分散会